第 10 節　給油取扱所の基準

１　危険物の取扱量（S37.4.6 自消丙予第 44 号質疑、S62.4.28 消防危第 38 号通知）

（１）給油取扱所における危険物の最大取扱数量は、危政令第 17 条第１項第７号に定める専用タンク、廃油タンク等（廃油タンク、給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンク）及び簡易タンクの容量の合計により算定すること。

（２）容器内にある危険物の合計数量は、指定数量未満とすること。

２　屋外給油取扱所

（１）給油空地

ア　基本的機能（H18.5.10 消防危第 113 号通知）

固定給油設備の配置、給油を受ける自動車等の大きさ、車両の動線等を考慮して判断すべきものであること。なお、給油空地には、間口 10m以上、奥行６ｍ以上の矩形部分が含まれている必要があること。

イ　出入口(H18.5.10 消防危第 113 号通知)

道路に面する側の幅は、連続して 10m以上であること。なお、出入口が分割して設けられる場合には､政令第 23 条の基準の特例の適用が必要であり､この場合には、幅５ｍ以上の出入口が２箇所以上あることが必要と考えられること。

ウ　通行できる広さ(H18.5.10 消防危第 113 号通知)

「安全かつ円滑に通行することができる」ため、すれ違い時の車両間に十分な間隔が確保される必要があること。

エ　給油を受けることができる広さ(H18.5.10 消防危第 113 号通知)

（ア）自動車等を包含するように保有されている必要があること。

（イ）「安全かつ円滑に給油を受けることができる」ため、自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

オ　政令第 17 条第１項第２号に規定する空地内には、上屋の柱及びアイランド等の給油取扱所の構造上必要最小限のもの並びに給油業務等に関するもので安全上支障のないものに限り、設置することができるものであること。

カ　給油空地は、出入口及び固定給油設備等施設の配置を考慮し、作業に支障をきたさないよう実態に応じた空地を確保すること。

キ　角地の場合の間口は、主として自動車等が出入りする側であること。(S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑)

ク　歩道又はガードレール等により、実際に自動車等が出入りする間口（10m）がとれない場合歩道の切り下げ又はガードレールの撤去部分を２箇所以上とし、それぞれ５ｍ以上の幅員を有すること。(S45.5.4 消防予第 81 号質疑)（第２－10－１図参照）

A

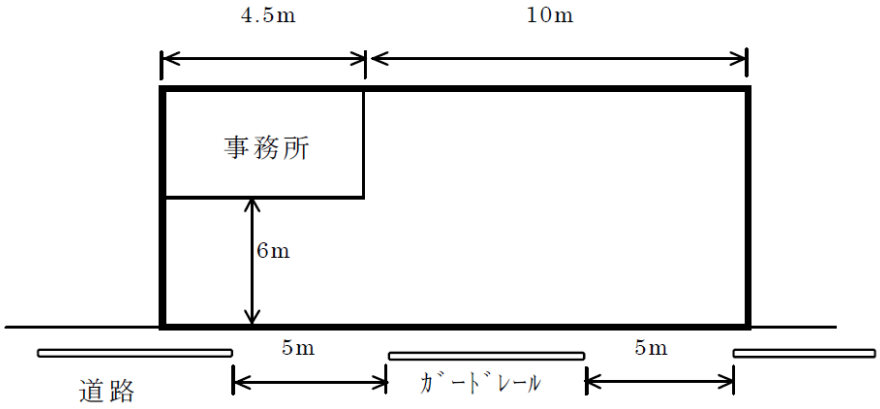

B

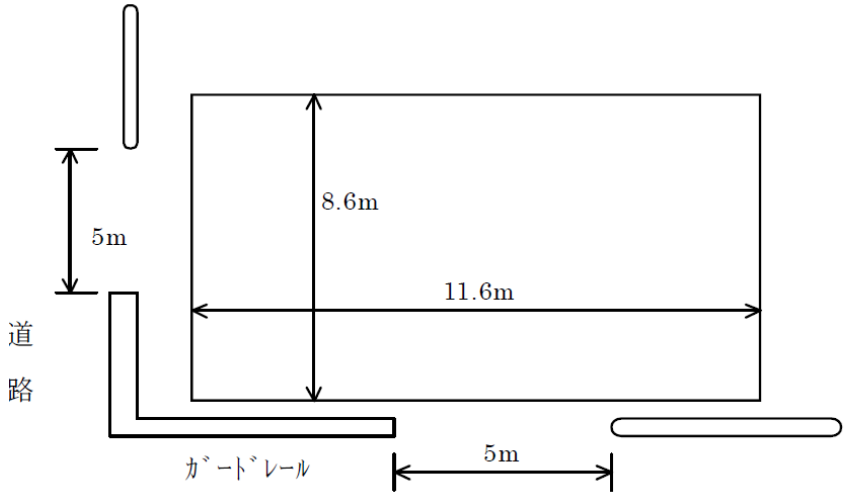

注　Ａについては間口部分における道路境界線と事務所の間隔が、６ｍ以上である場合に限り認められる。Ｂは認められない。

第２－10－１図

ケ　給油取扱所に接する歩道等の整備状況等により給油空地の間口と自動車等の乗り入れ部を同一のものとして確保できない場合は次によること。(H13.11.21 消防危第 127 号通知)

（ア）給油空地は、間口（主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一辺の長さ）を 10ｍ以上とし、奥行を６ｍ以上とすること。

（イ）乗り入れ部はクによるほか車両の出入が円滑にできる幅（主たる乗り入れ部が２面の道路に各１ヶ所ある場合は５ｍ以上）を確保すること。

（ウ）給油取扱所における火災等災害の発生時に、給油取扱所内へ顧客が誤って進

入しないため、また、給油取扱所内の顧客を迅速に退出させるため、主たる乗り入れ部と給油空地とは相互に充分見通せる位置関係とすること。

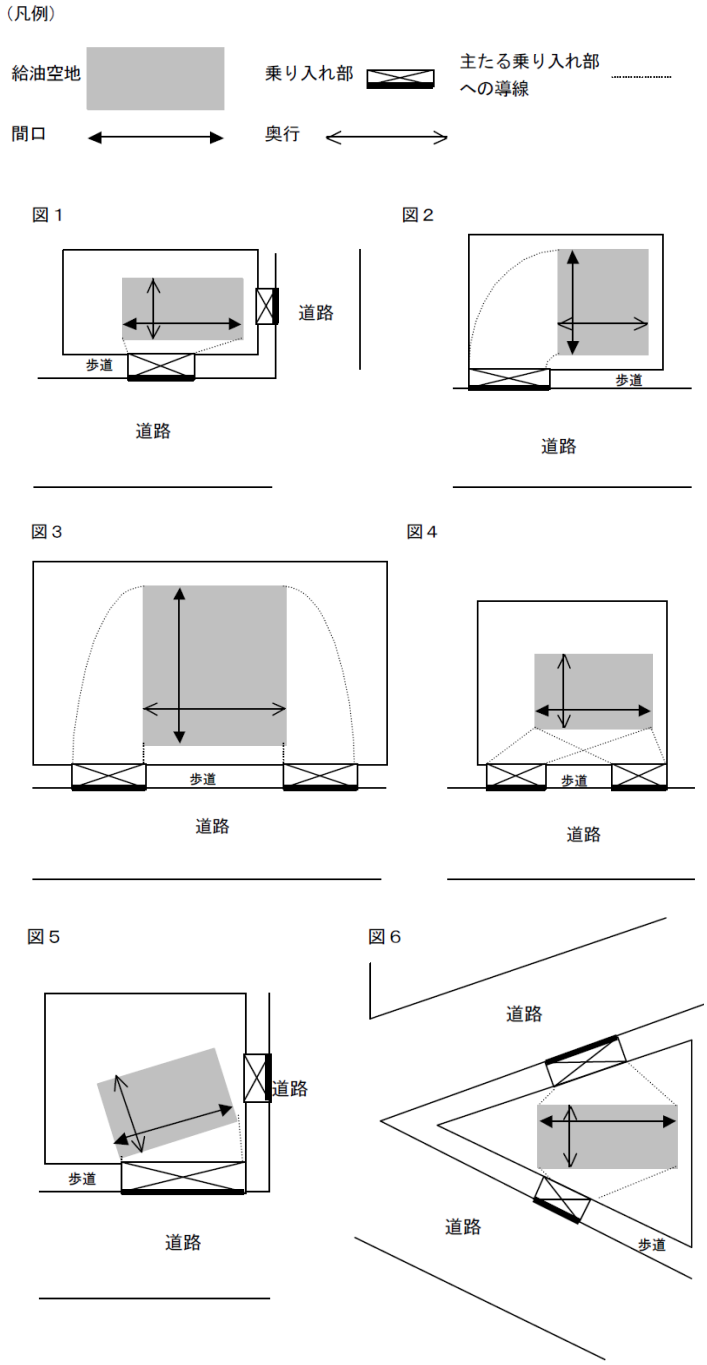

※　参考通知

「給油取扱所の空地と固定給油設備の基準」(S39.9.1 自消丙予発第 95 号質疑)

「空地の一部に植込等を設ける給油取扱所について」(S47.1.7 消防予第 13 号質疑)

「給油空地等の明示について」(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

「用水路上の鉄筋コンクリートスラブと間口」（S40.4.9 自消丙予発第 64 号質疑）

「自動車の出入側にガードレールの設けてある給油取扱所の完成検査」（S43.4.3 消防予第 94 号質疑）

「道路との間に河川をはさんだ給油取扱所の取扱い」（S44.3.10 消防予第 50 号質疑）

（２）注油空地

ア　基本的機能（H18.5.10 消防危第 113 号通知）

固定注油設備の配置、容器の置き場所、注油を受けるためのタンクを固定した車両（移動タンク貯蔵所及び指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを固定した車両（以下「移動タンク貯蔵所等」という。））の停車位置を考慮して判断すべきものであること。

イ　容器に詰め替えることができる広さ（H18.5.10 消防危第 113 号通知）

（ア）容器を包含するように保有されている必要があること。

（イ）容器を安全に置くための台等を設ける場合には、当該台等も包含することが必要であること。

ウ　車両に固定されたタンクに注入することができる広さ

（H18.5.10 消防危第 113 号通知）

（ア）移動タンク貯蔵所等を包含するように保有されている必要があること。

（イ）「安全かつ円滑に注入することができる」ため、移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

エ　固定注油設備の周囲に容器に詰替え又は容量 4,000L 以下の移動タンク貯蔵所へ注入するための必要な空地(注油空地)を確保すること。なお、注油空地は道路に接する必要はないが、給油空地と重複しないこと。

オ　注油空地は容器又は車両がはみ出さない十分な広さを有するものとすること。（H1.3.3 消防危第 15 号通知）

※　参考通知

「給油空地・注油空地について」（H1.3.3 消防危第 15 号通知）

「注油空地の出入口について」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）

「注油空地の規模について」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）

（３）舗装

ア　「当該給油取扱所において想定される自動車等」とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、荷卸しのために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、当該給油取扱所に乗り入れる可能性があるすべての車両をいうものであること。（H18.5.10 消防危第 113 号通知）

イ　給油取扱所の地盤面の舗装について、給油空地及び注油空地以外の部分は、アス

ファルトによる舗装としてよい。(H31.4.19 消防危第 81 号質疑)

※　参考通知

「埋立地に新設する給油取扱所の保有空地」(S37.10.1 自消丙予発第 97 号質疑

「給油設備の周囲の空地等」(S39.5.29 自消丙予発第 47 号質疑)

「敷地の一部が河川上にかかる危険物給油取扱所の取扱い」(S40.3.22 自消丙予発第 43 号質疑)

「地盤面より上に給油取扱所の舗装面を設けることについて」(S47.1.10 消防予第 20 号質疑)

「給油取扱所の空地地盤の舗装材について」(S53.10.5 消防危第 133 号質疑)

「給油取扱所の空地地盤舗装用補修材」(S54.7.14 消防危第 75 号質疑)

「給油取扱所の空地地盤の舗装材について」(S56.7.10 消防危第 87 号質疑)

「給油取扱所の空地地盤舗装用表面仕上材について」(S57.6.9 消防危第 69 号質疑)

「給油取扱所の空地地盤舗装用表面仕上材」(S59.8.22 消防危第 91 号質疑)

「給油取扱所空地地盤の舗装材」(S60.10.21 消防危第 118 号質疑)

「給油取扱所の空地地盤舗装用補修材について」(S63.1.30 消防危第 14 号質疑)

「給油取扱所の給油空地等以外の地盤面の舗装について」(H31.4.19 消防危第 81 号質疑)

（４）滞留・流出防止措置

ア　可燃性蒸気の滞留防止措置(H18.5.10 消防危第 113 号通知)

（ア）給油空地又は注油空地からこれら空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。

（イ）当該性能については、排出設備等の設備を設けてこれを運転することによることではなく、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける等の給油取扱所の構造で確保することが必要であること。

イ　漏れた危険物の滞留防止措置(H18.5.10 消防危第 113 号通知)

（ア）給油空地又は注油空地内に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、漏えいした危険物が空地内に滞留しないこと。

（イ）従来規定されていた「空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

ａ　道路のかさ上げと空地地盤の確保（S44.11.25 消防予第 276 号質疑）

給油取扱所の周囲の地盤面が道路の改修等（かさ上げ等）のため、「空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける」ことに適合しなくなる場合は、次の（ａ）から（ｃ）に掲げる措置を講ずることができる。(第２－10－２図参照)

（ａ）改修等のされた道路と給油取扱所の境界部分の高低差が 0.6m以下であること。

（ｂ）当該境界部分の高低差を埋める盛上げ部分が固定給油設備の基礎（以下「アイランド」という。）の道路に面する側から２ｍ以上離れていること。

（ｃ）盛り上げの勾配が５分の２以下であること。

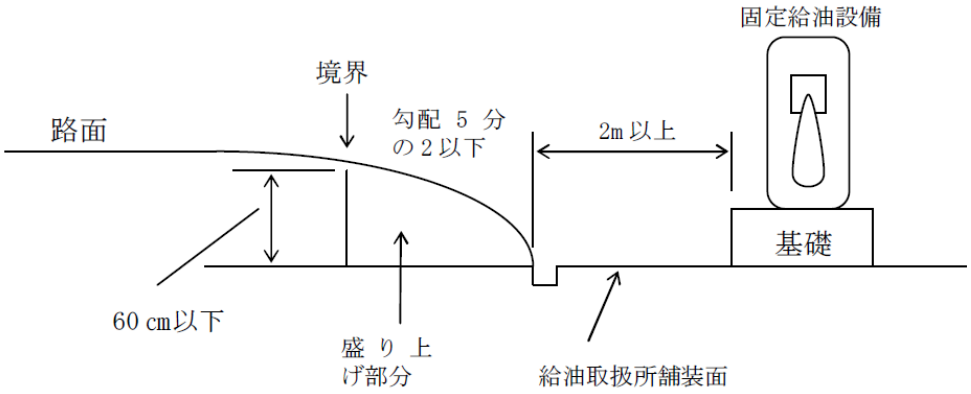

第２－10－２図

※　参考通知

「道路の改修に伴うかさ上げ路面と給油取扱所の空地地盤面との高さについて」（S44.4.24 消防予第 130 号質疑）

ウ　危険物等の流出防止措置(H18.5.10 消防危第 113 号通知)

（ア）収容

ａ　給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容されることが必要であること。次の図に示す貯留設備の設置は当該基準を満たすものと考えてよいこと。(H18.9.19 消防危第 191 号質疑)（第２－10－３図参照）

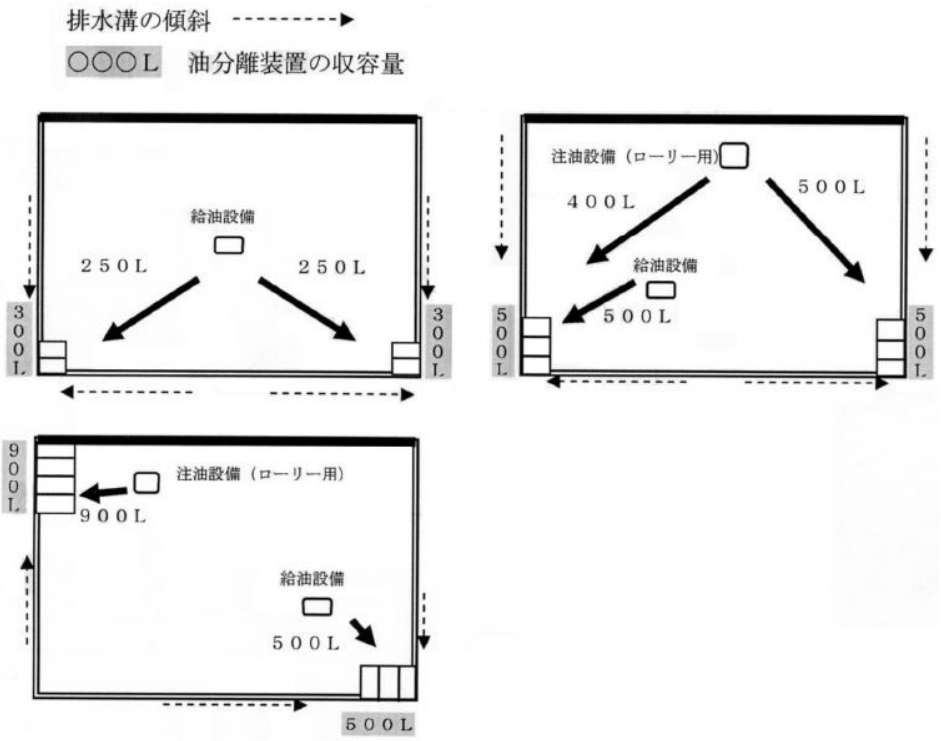

第２－10－３図

ｂ　「火災予防上安全な場所」とは、給油空地等、注入口の周囲及び附随設備が設置されている場所以外の部分で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分であること。

ｃ　従来規定されていた「排水溝及び油分離装置を設ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

（イ）貯留設備からの流出防止(H18.5.10 消防危第 113 号通知)

貯留設備に収容された危険物は外部に流出しないことが必要であり、貯留設備が対象とする危険物の種類に応じて次のとおりとされていることが必要であること。

ａ　水に溶けない危険物を収容する貯留設備

危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。

ｂ　ａ以外の貯留設備

流入する降雨等により収容された危険物が流出しない性能を有する必要があるが、このための措置としては次のものが考えられること。なお、油と水との比重差を利用した一般的な油分離装置のみを設けることでは当該性能を有しているとは考えられないこと。

（ａ）貯留設備に降雨等の水が流入しない構造とする。

（ｂ）降雨等の水も併せて収容することができる大容量の貯留設備を設ける。

（５）塀又は壁（高さの算定は、次のア又はウからオのいずれかによること。）

ア　高さ(H18.5.10 消防危第 113 号通知)

（ア）塀又は壁の高さが２ｍであるとした場合に隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が告示で定める式を満たすかどうかにより、塀又は壁を２ｍを超えるものとすることが必要であるかどうか判断すること。

（イ）計算方法

危険物の火災は、時間とともに輻射熱ｑが変化することが通常であるが、漏えいした危険物のプール火災を想定して、火災開始から一定の輻射熱であると仮定し、「石油コンビナートの防災アセスメント指針参考資料２．災害現象解析モデルの一例４．火災・爆発モデル」に掲げる方法により算出して差し支えないこと。

[石油コンビナートの防災アセスメント指針　2013-03 版]

《参考資料　２．災害現象解析モデルの一例》

４．火災・爆発モデル

(1)　液面火災

ア　火炎の放射熱

火炎から任意の相対位置にある面が受ける放射熱は次式で与えられる。

$$E = \phi \varepsilon \sigma T^4 \qquad \text{(式14)}$$

ただし、

Ｅ：放射熱強度(W/㎡)

Ｔ：火炎温度(Ｋ)

σ：ステファン・ ボルツマン定数(=5.67×10^{-8}W/㎡Ｋ14)

ε：放射率

φ：形態係数(0.0～1.0無次元数)

実用上は、燃焼液体が同じであれば火炎温度と放射率は変わらないと仮定し、Ｅ＝φ ε σＴ^4(W/㎡)とおいて次式で計算してよい。

$$E = \phi Rf \qquad \text{(式15)}$$

ここでＲｆは放射発散度と呼ばれ、主な可燃性液体については表２に示すような値をとる。

表２　主な可燃性液体の放射発散度[4)]

可燃性液体	放射発散度 (kW/㎡)	可燃性液体	放射発散度 (kW/㎡)
カフジ原油	41	メタノール	9.8
ガソリ ン・ナフサ	58	エタノール	12
灯油	50	LNG（メタン）	76
軽油	42	エチレン	134
重油	23	プロパン	74
ベンゼン	62	プロ ピレン	73
nーヘキサン	85	nーブタン	83

イ　形態係数

①　円筒形の火炎

円筒形の火炎を想定し、図に示すように火炎底面と同じ高さにある受熱面を考えたとき、形態係数は次式により与えられる。また、受熱面が火炎底面と異なる高さにある場合の形態係数の計算は図２のように計算する。

$$\phi = \frac{1}{\pi n} Tan^{-1}\left(\frac{m}{\sqrt{n^2-1}}\right) + \frac{m}{\pi}\left[\frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} Tan^{-1}\left(\sqrt{\frac{A(n-1)}{B(n+1)}}\right) - \frac{1}{n} Tan^{-1}\left(\sqrt{\frac{(n-1)}{(n+1)}}\right)\right] \quad (式16)$$

$A=(1+n)^2+m^2$

$B=(1-n)^2+m^2$

$M=H/R$

$N=L/R$

ただし、

H:火炎高さ

Ｒ:火炎底面半径

Ｌ:火炎底面の中心から受熱面までの距離

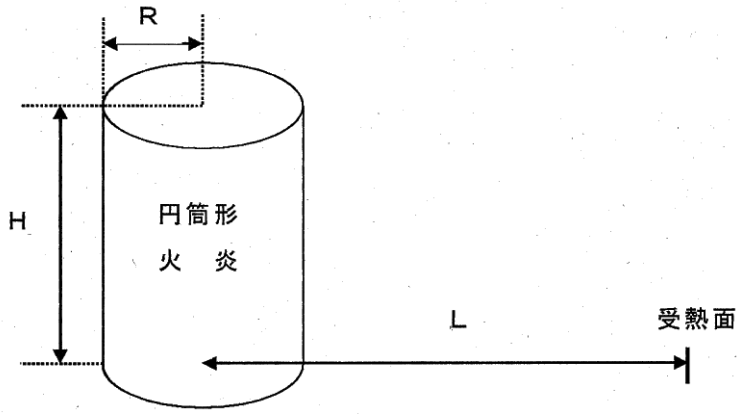

図１　円筒形火炎と受熱面の位置関係

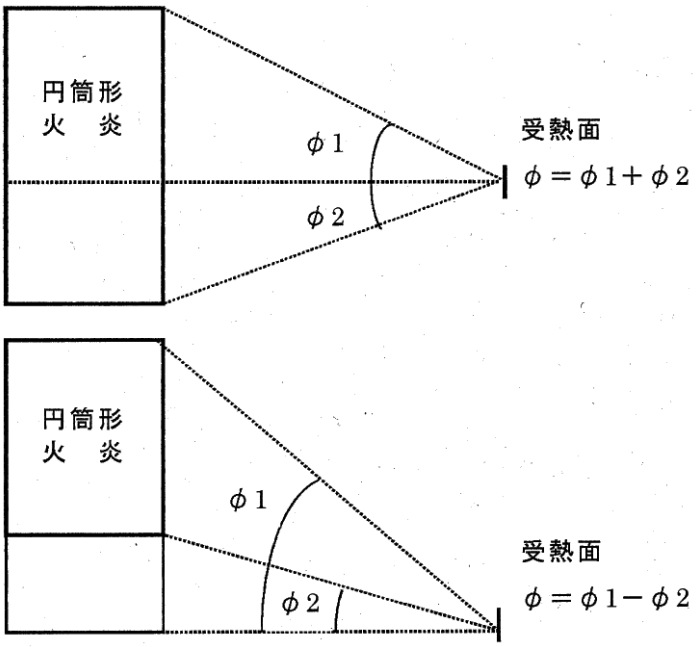

図２　受熱面の高さによる形態係数の計算例

②　直方体の火炎

直方体の火炎を想定したときの形態係数は、図３に示すような受熱面の位置に対して次式により与えられる。

$$\phi = \frac{1}{2\pi}\left[\frac{X}{\sqrt{X^2+1}}\,Tan^{-1}\left(\frac{Y}{\sqrt{X^2+1}}\right)+\frac{Y}{\sqrt{Y^2+1}}\,Tan^{-1}\left(\frac{X}{\sqrt{Y^2+1}}\right)\right] \qquad \text{(式17)}$$

H:火炎高さ

W:火炎前面幅

Ｌ:火炎底面から受熱面までの距離

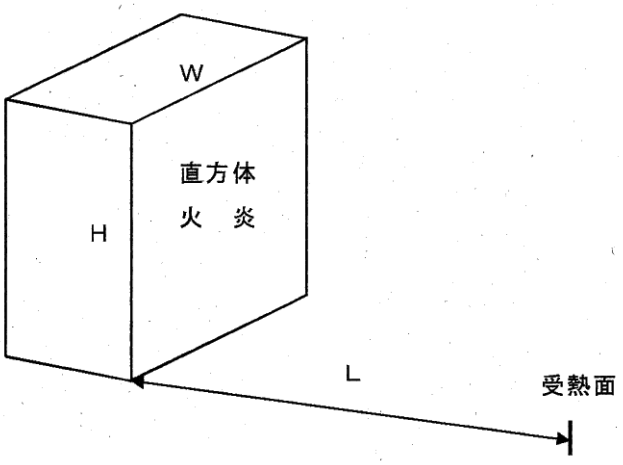

図３　直方体火炎と受熱面の位置関係

ウ　火炎の想定

液面火災による放射熱を計算するためには火炎の形状を決める必要があり、一般に次のような想定がよく用いられる。

①　流出火災

可燃性液体が小さな開口部から流出し、直後に着火して火災となるような場合には、火災面積は次式で表わされる。

$$S = \frac{q_L}{V_B} \qquad (式18)$$

ただし、

S:火災面積(m²)

q_L:液体の流出率(m３/S)

V_B:液体の燃焼速度(液面降下速度:m/S)

燃焼速度は、可燃性液体によって固有の値をとり、主な液体については表３に示すとおりである。

流出火災については、式18で得られる火災面積と同面積の底面をもち、高さが底面半径の３倍(m=H/Ｒ=３)の円筒形火炎を想定して放射熱の計算を行う。

表３　主な可燃性液体の燃焼速度(液面降下速度) [4)]

可燃性液体	燃焼速度(m/S)	可燃性液体	燃焼速度(m/S)
カフジ原油	0.52×10^{-4}	メタノール	0.28×10^{-4}
ガソリン・ナフサ	0.80×10^{-4}	エタノール	0.33×10^{-4}
灯油	0.78×10^{-4}	LNG(メタン)	1.7×10^{-4}
軽油	0.55×10^{-4}	エチレン	2.1×10^{-4}
重油	0.28×10^{-4}	プロパン	1.4×10^{-4}
ベンゼン	1.0×10^{-4}	プロピレン	1.3×10^{-4}
ｎ－ヘキサン	1.2×10^{-4}	ｎ－ブタン	1.5×10^{-4}

②　タンク火災

可燃性液体を貯蔵した円筒形タンクの屋根全面で火災となった場合には、タンク屋根と同面積の底面をもち、高さが底面半径の(ｍ＝H/Ｒ＝３)の円筒形火炎を想定して放射熱の計算を行う。

③　防油堤火災

可燃性液体が流出し防油堤や仕切堤などの囲いの全面で火災となった場合には、囲いと同面積の底面をもち、高さが底面半径の(ｍ＝H/Ｒ＝３)の円筒形火炎を想定する。

エ　火炎の規模による放射発散度の低減

液面火災では、火災面積(円筒底面)の直径が10mを超えると、空気供給の不足により大量の黒煙が発生し放射発散度が低減する。したがって、このことを考慮せずに上記の手法で放射熱を計算すると、火災規模が大きいときにはかなりの過大評価となる。実験により得られた火炎(燃焼容器)直径と放射発散度との関係を図４に示す。これによると、火炎直径が10mになると放射発散度の低減率は約0.6、20mで約0.4、30mで約0.3となる。ただし、アルコールやＬＮＧは燃焼しても黒煙が発生しにくいため、放射発散度は低減しないものと考えるのが妥当である。

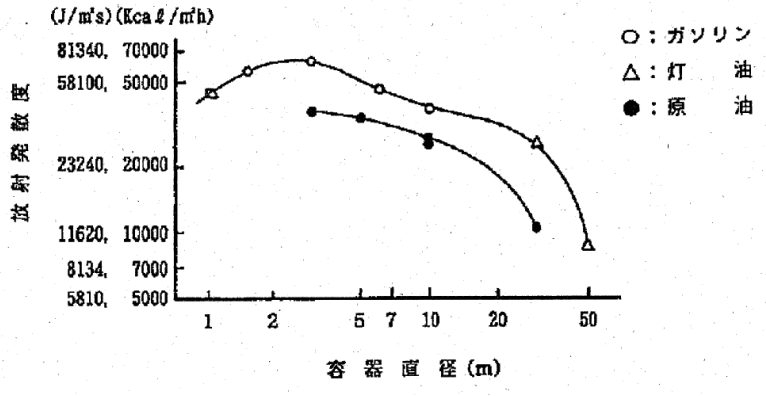

図４　火炎直径と放射発散度との関係

一方、H10年から11年に石油公団（現石油天然ガス・金属鉱物資源機構）が消防研究所（現消防庁消防大学校消防研究センター）等と共同で行った燃焼実験の結果、燃焼容器直径（D）と放射発散度の低減率（r）の関係として次式が示されている（図５）。

$r = \exp(0.06D)$　　（式19）

式19によると、Ｄ＝20mに対してr=0.3、Ｄ＝30mに対してr=0.17という低減率になるが、火炎直径の大きいところでのデータが少ないため、r=0.3程度の値を下限としたほうがよいと考えられる。

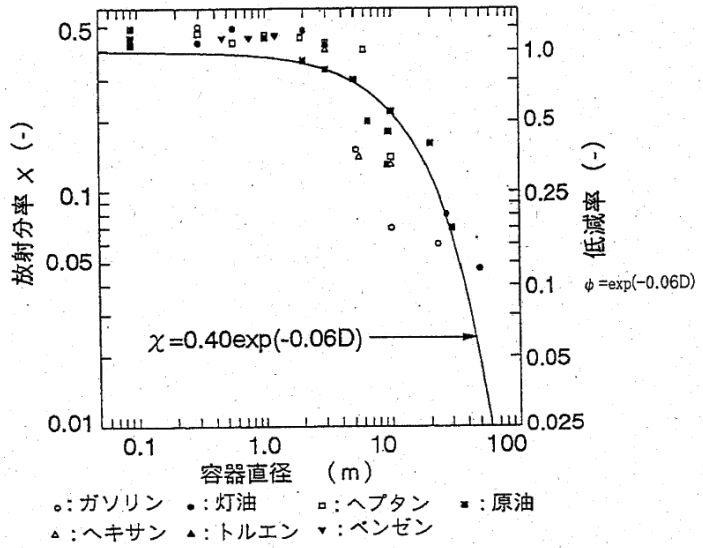

図５　各種燃料の放射分率と容器直径との関係

（ウ）給油取扱所における火災の輻射熱を求める計算をする場合、次のとおりとしてよい。（H18.9.19 消防危第 191 号質疑）

ａ　給油中、注油中の火災

過去の事故事例等を踏まえ、漏えい量を固定給油設備又は固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を 10 分間として計算する。

ｂ　荷卸し中の火災

漏えい量を一のタンク室から荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算する。

（エ）給油取扱所の塀又は壁が開口部を有さず、給油取扱所に隣接し、又は近接する建築物が木造の場合で、次の図の同心円中心部からの漏えいに伴う出火を想定した場合、次の図の建築物の外壁のうちＡの部分について輻射熱が告示第４条の 52 第３項で定める式を満たすための措置が必要な部分になるとしてよい。（H18.9.19 消防危第 191 号質疑）（第２－10－４図参照）

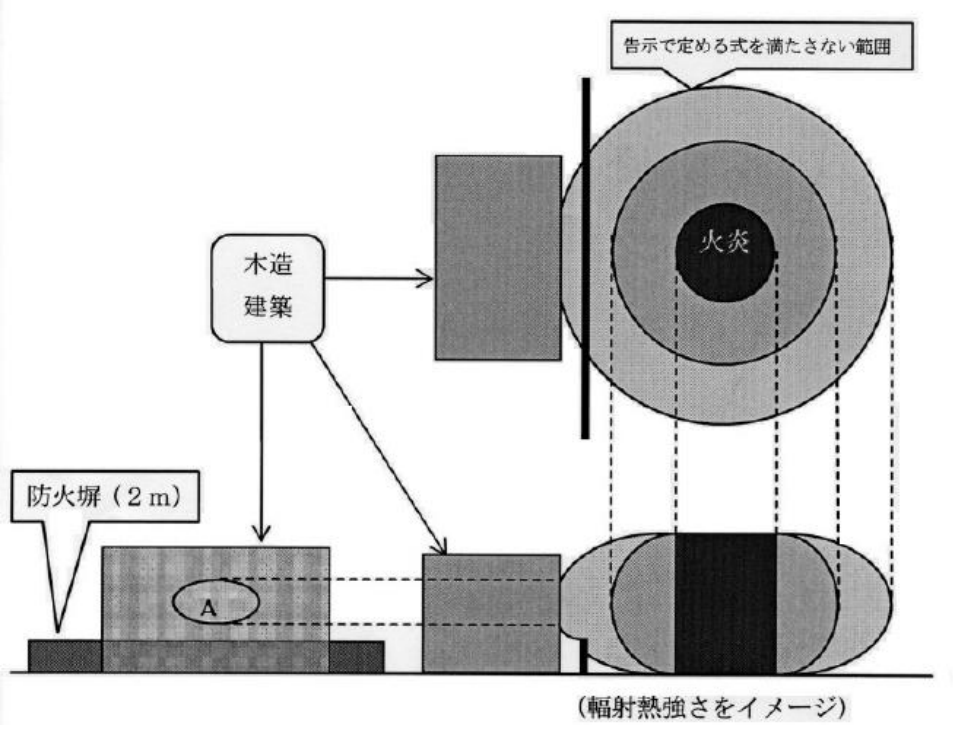

第２－10－４図

ａ　給油取扱所における火災想定をする際に、次の場所を火炎の範囲として輻射熱を求めてよい。（H18.9.19 消防危第 191 号質疑）

（ａ）固定給油設備における火災想定

車両給油口の直下を中心とした円

（ｂ）固定注油設備における火災想定

・容器に詰め替えする場合

詰め替える容器を置く場所を中心とした円

・移動貯蔵タンク等に注入する場合

注入する移動貯蔵タンク等の停車場所の中央を中心とした円

（ｃ）注入口における火災想定

移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する反対側の吐出口を外周とした円

イ　塀又は壁に設ける開口部（H18.5.10 消防危第 113 号通知）

（ア）開口部は、給油取扱所の事務所等の敷地境界側の壁に設ける場合を除き、当該開口部の給油取扱所に面しない側の裏面における輻射熱が告示で定める式を満たすものであること。この場合において、告示で定める式を満たすかどうか判断する際、網入りガラス等が有する輻射熱を低減する性能を考慮することができること。

（イ）塀に開口部を設ける場合には、当該開口部に面する建築物の外壁及び軒裏の部分において当該開口部を通過した輻射熱及び塀の上部からの輻射熱を併せて告示で定める式を満たすこと。

ウ　延焼のおそれのある建築物

改正政令（H18 年政令第６号）前の政令第 17 条第１項第 12 号に規定する「延焼のおそれのある建築物」とは、給油取扱所の周囲に設けた塀等に直接面する建築物のうち、次に規定する「第１種又は第２種延焼危険範囲」内にその一部を有する建築物とすること。ただし、延焼危険範囲内の部分が、耐火構造、防火構造又は不燃材料で造られ、当該部分にある開口部に防火戸を設けてある建築物を除くこと。

（ア）第１種延焼危険範囲

第１種延焼危険範囲とは、地下タンクの注入口を中心とする半径８ｍ、高さ５ｍの仮想円筒を、給油取扱所の空地（以下「空地」という。）の地盤面の傾斜に沿って下流方向に、その中心が敷地境界線に達するまで移動させたとき、当該移動区間内で仮想円筒が接触又は交錯する塀等の部分（事務所等の裏側に該当する部分を除く。以下同じ。）からの水平距離が２ｍ以下で、かつ、空地の地盤面からの高さが 1.5ｍを超え５ｍ以下となる範囲をいうものであること。（第２－10－５図参照）

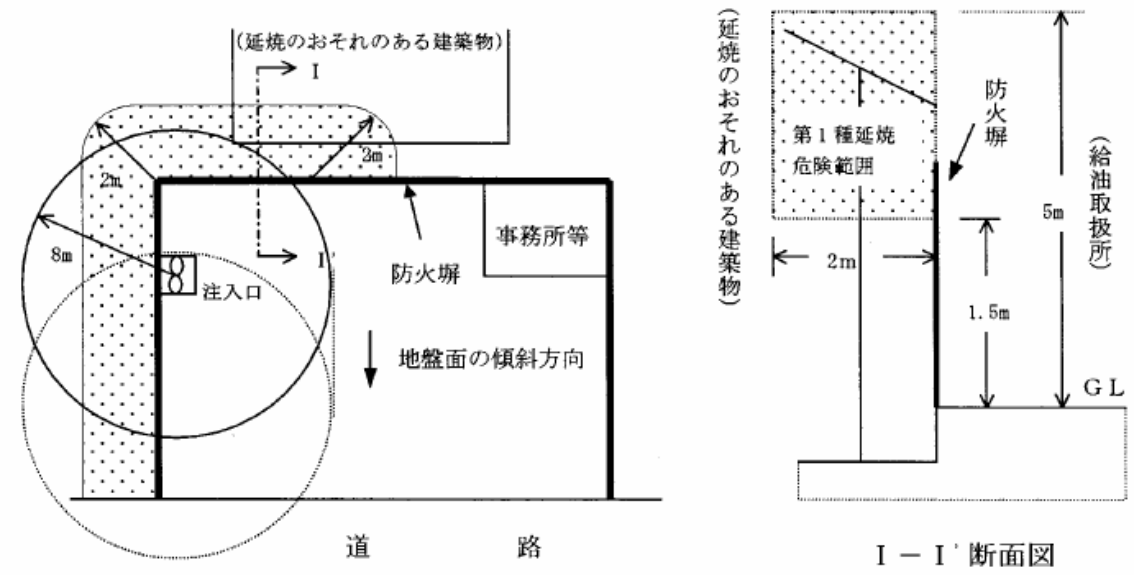

第２－10－５図［参考：危険物審査基準（東京消防庁)］

（イ）第２種延焼危険範囲

第２種延焼危険範囲とは、固定給油設備又は固定注油設備（簡易タンクに設けられた給油設備を含む。以下「固定給油設備等」という。）を中心とする半径５ｍ、高さ３ｍの仮想円筒を前記（ア）により移動させたとき、当該仮想円筒が接触又は交錯する塀等の部分からの水平距離が１ｍ以下で、かつ、空地の地盤面からの高さが２ｍを超え３ｍ以下となる範囲をいうものであること。（第２－10－６図参照）

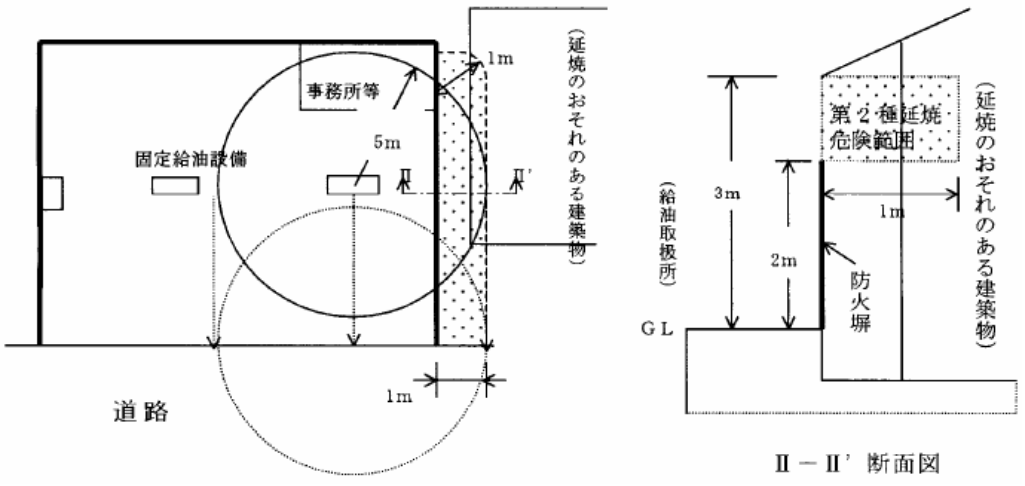

第２－10－６図［参考：危険物審査基準（東京消防庁)］

エ　塀等を高くする範囲

塀等を高くする範囲は、延焼のおそれのある建築物の延焼危険範囲内にある部分に対面する区間及び当該区間の両端から、第１種延焼危険範囲にある部分に対しては１ｍ、第２種延焼危険範囲にある部分に対しては 0.5ｍの位置までの区間とすること。（第２－10－７図参照）

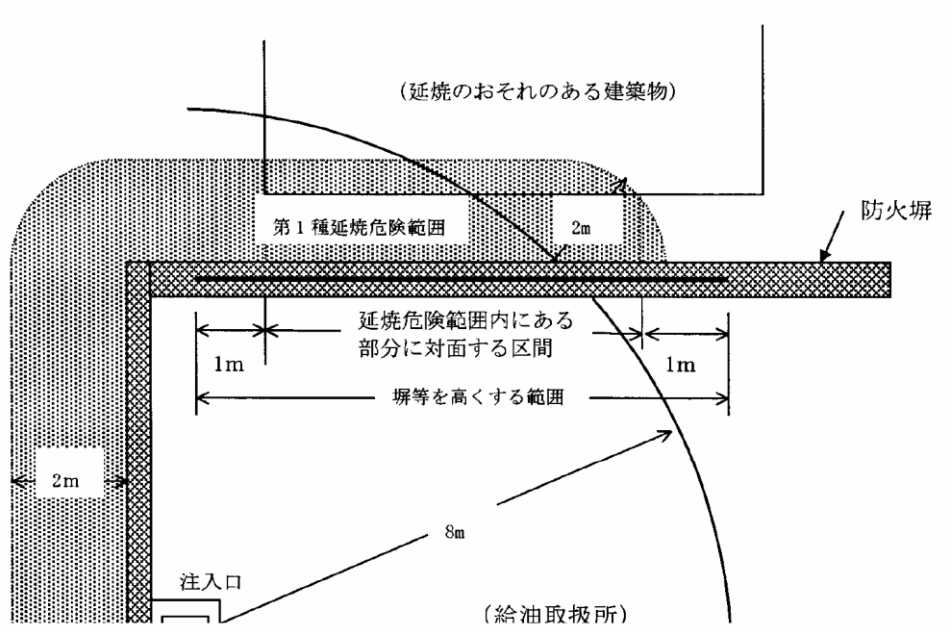

第２－10－７図［参考：危険物審査基準（東京消防庁）］

ただし、延焼のおそれのある建築物のうち、延焼危険範囲内にある部分が、耐火構造、防火構造又は不燃材料で造られ、当該部分にある開口部に防火戸を設けていないものにあっては、当該開口部に対面する区間及び当該区間の両端から、第１種延焼危険範囲内にある開口部に対しては１ｍ、第２種延焼危険範囲内にある開口部に対しては 0.5ｍの位置までの区間とすること。

オ　防火上安全な塀等の高さ

防火上安全な塀等の高さは、第２－10－１表によること。

第２－10－１表

延焼のおそれのある建築物の区分	塀等から延焼危険範囲内にある部分又は開口部までの水平最短距離	空地の地盤面から延焼危険範囲内にある部分の上端又は開口部上端までの高さ	防火上安全な塀等の高さ
第１　種延焼危険範囲内にその一	1.0ｍ以下	1.5ｍを超え 2.0ｍ以下	2.5ｍ
		2.0ｍを超え 3.0ｍ以下	3.0ｍ

部を有するもの		3.0m を超えるもの	3.5m
	1.0m を超え 1.5m 以下	1.5m を超え 2.0m 以下	2.5m
		2.0m を超えるもの	3.0m
	1.5m を超え 2.0m 以下	1.5m を超えるもの	2.5m
第２種延焼危険範囲内にその一部を有するもの	1.0m 以下	2.0m を超えるもの	2.5m

カ　給油取扱所の建築物の壁をもって塀に代える場合の窓の高さは、２ｍ以上とすること。ただし、防火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

キ　「自動車等の出入する側」とは、幅員が４ｍ以上の規則第１条第１号に規定する道路に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側をいうものであること。(S51.11.16 消防危第 94 号質疑）なお、第２－10－８図のａｂｃ－ｅｆｇで囲まれる部分、第２－10－９図のａｂｃｄ－ｅｆｇｈで囲まれる部分、第２－10－10 図のａｂｇ－ｅｆ又は第２－10－11 図のｂｃ－ｆｇで囲まれる部分が、現に道路としての形態を有し、一般交通の用に供されており、自動車等の通行が可能な場合は、自動車等の出入する側として防火塀を設けないことができること。(H9.3.25 消防危第 27 号質疑及び H10.10.13 消防危第 90 号質疑）道路と給油取扱所の敷地は排水溝等で明確に区分し、必要に応じ道路の角きり等を指導すること。

また、給油取扱所に面する道路が、規則第１条第１項第１号ニの規定に適合するものである場合には、当該道路が縁石やさく等で区画されていなくても、「自動車等の出入りする側」として防火塀を設けなくてもよい。(H31.4.19 消防危第 81 号質疑）

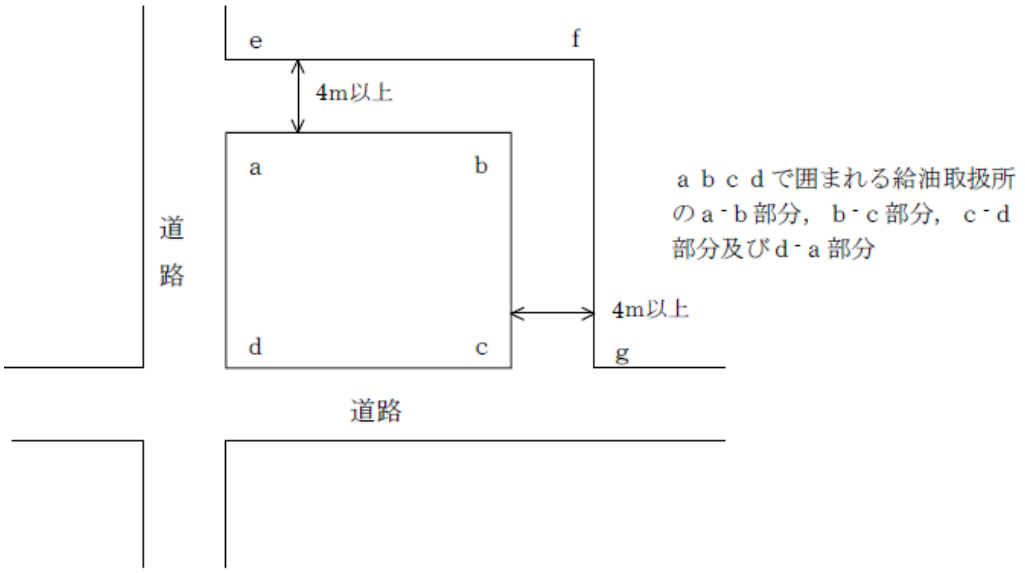

第２－10－８図

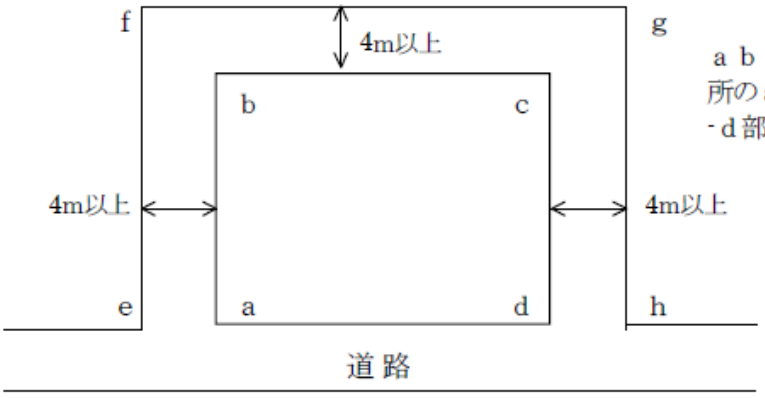

第２－10－９図

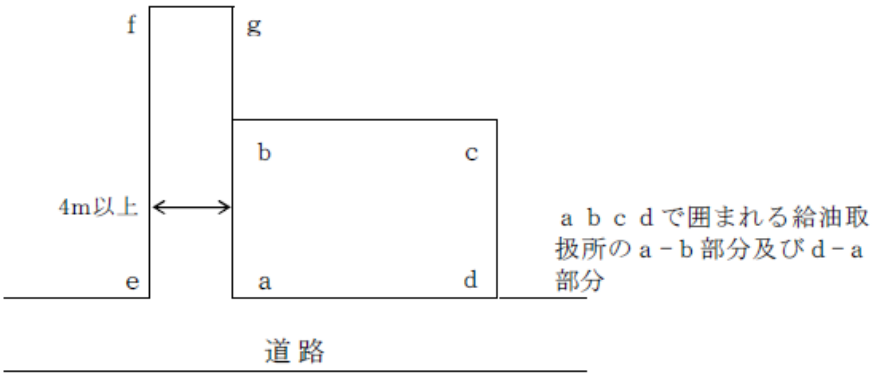

第２－10－10 図

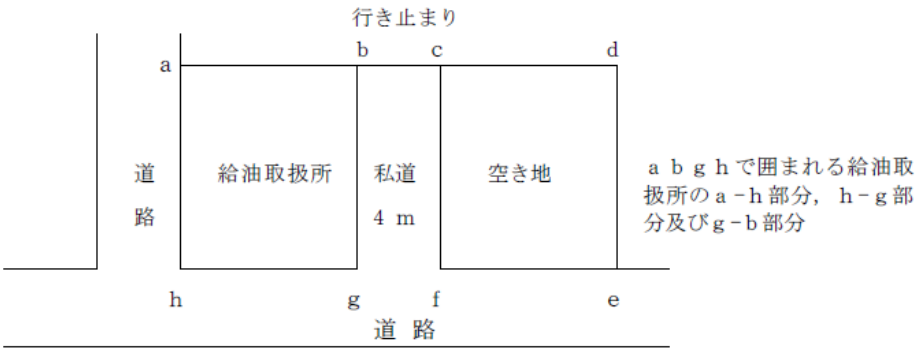

第２－10－11 図

ク　規則第 25 条の４の２第１号に定める防火設備のガラス戸は、交通事故防止等必要やむを得ない場合に限り、２㎡以内の大きさで認めて差し支えないものであること。

ケ　給油取扱所から自動車等が出る際に交通事故が発生するおそれがあるもの等については、視認性確保のため、周囲の状況等から判断して延焼危険性が低い場合、政

令第 23 条を適用し、塀又は壁に道路境界線から１メートル以内に限り、切欠きを設けて差し支えない。なお、切欠きを設けた塀又は壁においては、規則第 25 条の４の２第２号を満たすこと。（第２-10-12 図参照）（H.30.3.29 消防危第 42 号質疑）

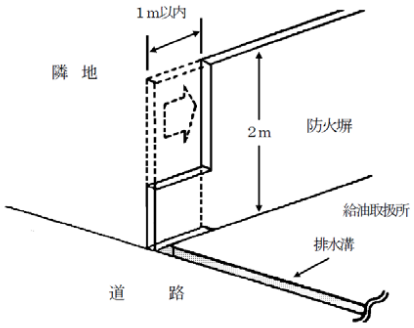

第２-10-12 図

※　参考通知

「事務所等を耐火構造又は不燃材料とした場合の塀の免除について」（S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑）

「自動車等の出入りする側」（S37.4.6 自消丙予第発第 44 号質疑）

「延焼のおそれのある建築物」（S37.4.6 自消丙予第発第 44 号質疑）

「給油取扱所の周囲に設ける塀の高さ」（S39.5.23 自消丙予発第 43 号質疑）

「塀の高さ」（S39.5.29 自消丙予発第 47 号質疑）

「塀にガラスブロックを使用することについて」（S40.6.21 自消丙予発第 110 号質疑）

「給油取扱所の敷地内を通行路としている駐車場」（S40.8.26 自消丙予発第 139 号質疑）

「給油取扱所とＬＰスタンドとの間の防火塀」（S42.11.29 自消丙予第 98 号質疑）

「給油取扱所等の一部をＬＰＧ搬出入専用通路に使用」（S43.4.16 消防予第 114 号質疑）

「給油取扱所とＬＰスタンドを併設する場合の防火塀の設置免除について」（S44.4.4 消防予第 90 号質疑）

「給油取扱所の敷地範囲」（S45.6.12 消防予第 122 号質疑）

「給油取扱所の隣地に他用途のものがある場合に開口部を設けることについて」（S46.4.23 消防予第 65 号質疑）

「自動車等の出入する側の道路について」（S61.5.29 消防危第 57 号質疑）

「避難用出入口の設置」（S62.6.17 消防危第 60 号質疑）

「上屋等に壁が近接している場合について」（H1.3.3 消防危第 15 通知）

「塀又は壁が近接する場合について」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）

「大型店舗等の駐車場内に給油取扱所を設置する場合の防火塀の取扱いについ

て」（H17.12.19 消防危第 295 号質疑）

「自動車等の出入する側について」（H31.4.19 消防危第 81 号質疑）

（６）貯留設備

危険物を取り扱う建築物の床等に設ける貯留設備とは、危険物を一時的に貯留する設備をいうが、これにはためますのほか油分離装置等が該当すること。（H18.5.10 消防危第 113 号通知）

ア　規則第 24 条の 17 第２号に規定する貯留設備（油分離装置及び排水溝）は、第１節（製造所・一般取扱所の基準）10 の例によること。

イ　合成樹脂製の油分離装置を設ける場合については、当該装置が耐油性を有し、かつ、自動車等の荷重により容易に変形を生じないように設置する場合は、認められるものであること。（S47.5.4 消防予第 97 号質疑）

※ 参考通知

「硬質塩化ビニール製油分離装置の設置について」（S49.10.16 消防予第 121 号質疑）

「油分離装置の構造等」（S51.12.1 消防危第 104 号質疑）

「油分離装置について」（H1.3.3 消防危第 15 号通知）

（７）標識及び掲示板

政令第 17 条第１項第６号に規定する標識及び掲示板は、次によること。

ア　給油取扱所である旨の標識に記載する文字は「危険物給油取扱所」とすること。

イ　掲示板は、当該施設で取り扱う危険物の種類、品名及び取扱最大数量並びに保安の監督をする者の氏名を表示するもの、危険物に対する注意事項を表示するもの及び「給油中エンジン停止」の３種類が必要であること。

ウ　その他第１節（製造所・一般取扱所の基準）５の例によること。

（８）専用タンク及び廃油タンク等

ア　廃油タンク等とは、廃油タンク及び給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンクをいうものであること。（S62.4.28 消防危第 38 号通知）

イ　給湯用ボイラー又は冷暖房用ボイラーへの灯油の供給は、専用タンクから行うことができるものであること。（S62.4.28 消防危第 38 号通知）

ウ　引火点が 40℃未満の危険物を取り扱う地下タンクに接続する通気管の先端の位置は、敷地境界線から 1.5m以上離すこと。

エ　第１石油類、第２石油類の地下タンクについては、規則第 40 条の６の規定に基づく移動タンク貯蔵所の接地導線と接続する接地電極を注入口付近の適切な位置に設けること。

※　参考通知

「簡易タンクのみの給油取扱所」（S35.4.7 国消乙予発第 24 号質疑）

「地域指定の変更による簡易タンクの撤去」(S35.5.14 国消乙予発第 31 号質疑)
「専用タンクに結合された簡易タンクの設置」(S41.2.3 自消丙予発第 15 号質疑)
「敷地外にある地下専用タンクについて」(S42.10.23 自消丙予発第 88 号質疑)
「給油取扱所に設ける暖房設備の燃料供給方法」(S43.6.5 消防予第 157 号質疑)
「地下タンクと屋外貯蔵タンクとの接続について」(S51.7.12 消防危第 23-12 号質疑)
「専用タンクと接続できる敷地外の貯蔵タンクの容量について」(S56.6.16 消防危第 70 号質疑)
「廃油タンク等について」(S62.6.17 消防危第 60 号質疑)
「タンク相互間の液面レベルを均一化するための自動移送装置の設置について」(H4.2.6 消防危第 13 号質疑)

（９）タンクの構造等

ア　廃油タンク等は、専用タンクと同様、その位置、構造及び設備は地下貯蔵タンクの例によるものであること。(S62.4.28 消防危第 38 号通知)

イ　配管の基準については、第１節(製造所・一般取扱所の基準)17 の例によるが、次の事項に留意すること。

（ア）危険物を取り扱う配管で、地盤面以上に設けるものは、衝撃等により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じ、かつ、その配管の接合は、危険物の漏れるおそれのない接合とすること。

（イ）上屋上部等の配管は、直射日光により配管内の圧力が著しく上昇するおそれがあるため、断熱被覆を行うこと。なお、この場合は、雨水が断熱材にしみ込み、配管を腐食させるおそれがあるため、配管にエポキシ塗装等により防食を行い、被覆外面に防水テープ等による防水措置を行うよう指導すること。

（ウ）給油取扱所において、危険物を取り扱う配管として用いる合成樹脂製の管に次の保護措置が講じられている部分については、地盤面上を走行する車両による活荷重が直接配管に加わらない構造のものとして、当該車両からの活荷重によって生ずる応力を考慮しなくてよい。

a　厚さ 15 センチメートル以上の鉄筋コンクリート舗装下に設けられた、合成樹脂製の管を保護するためのコンクリート製又は鋼製の管等の保護構造物を設置する。

b　保護構造物は、鉄筋コンクリート舗装を通じて、地盤面上を走行する 25 トン車の活荷重によって生ずる応力に対して、十分な強度を有し、変形等が生じない構造のものとする。

c　保護構造物と合成樹脂製の管との間は、合成樹脂製の管に応力が集中しないよう、山砂等の充填又は間隙を設ける。

※　参考通知

「電気的腐食のおそれのある場所等について」（S53.11.7 消防危第 147 号質疑）
「ガソリン計量機」（S39.12.18 自消丙予発第 153 号質疑）
「簡易タンクの固定給油設備の構造」（S41.7.26 自消丙予発第 90 号質疑）
「中仕切専用タンクによるガソリンと灯油等の取扱い」（S62.6.17 消防危第 60 号質疑）
「通気管の位置について」（S62.9.9 消防危第 91 号質疑）
「給油取扱所において用いる合成樹脂製の管の保護について」（H30.03.29 消防危第 42 号質疑）

(10) 固定給油設備及び固定注油設備等の構造

政令第 17 条第１項第 10 号に規定する固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）の構造については、次によること。

ア　ポンプ機器

（ア）一つのポンプに複数の給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）が接続されている場合には、各給油ホース等からの吐出される最大の量をもって当該ポンプの最大吐出量とすること。（H5.9.2 消防危第 68 号通知）

（イ）固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置が設けられていること。ただし、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に専用タンクに戻すことのできる装置を設ける場合には、当該装置を設ける必要はないものであること。（H5.9.2 消防危第 68 号通知）

イ　ホース機器

（ア）給油ホース等は、過度の引張力が加わったときに離脱する安全継手又は給油若しくは注油を自動的に停止する装置を設ける等、危険物の漏えいを防止する機能を有すること。この場合、安全継手は 2,000Ｎ以下の荷重によって離脱するものであること。（H5.9.2 消防危第 68 号通知）

（イ）給油ホース等及びこれらの先端のノズル部に蓄積される静電気を有効に除去するため、先端に設ける弁から固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は 1,000Ω 未満であること。（H5.9.2 消防危第 68 号通知）

（ウ）地上式の固定給油設備等に設ける給油ホース等の長さは、固定給油設備等の給油ホース等取出口の外装面から弁を設けたノズルの最先端までの距離をいうものであること。（H5.9.2 消防危第 68 号通知）

ウ　配管の構造

（ア）規則第 25 条の２第３号に規定する配管とは、固定給油設備等本体の内部配管であって、ポンプ吐出部から給油管等の接続口までの送油管のうち弁及び計量器等を除く固定された送油管部をいうものであること。（H5.9.2 消防危第 68 号通知）

（イ）ポンプ機器とホース機器が分離して設けられている場合、当該機器間を接続する配管は、固定給油設備等本体の内部配管ではなく、専用タンクの配管に該当するものであること。(H5.9.2 消防危第 68 号通知)

（ウ）漏えいその他の異常の有無を確認する水圧試験には、水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験も含まれるものであること。(H5.9.2 消防危第 68 号通知)

エ　外装の構造

難燃性を有する外装材料は、不燃材料及び建築基準法施行令（S25 政令第 338 号）第１条第５号に規定する準不燃材料並びに JIS K 7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」により試験を行った場合において、酸素指数が 26 以上となる高分子材料であること。ただし、油量表示部等機能上透視性を必要とする外装の部分については、必要最小限の大きさに限り、難燃性を有する材料以外の材料を用いることができるものであること。(H5.9.2 消防危第 68 号通知)

オ　可燃性蒸気流入防止構造

規則第 25 条の２第５号に規定する可燃性蒸気流入防止構造については、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」（H13.3.30 消防危第 43 号通知）一部改正（H24.3.16 消防危第 77 号通知）によること。

なお、可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等を、可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等に変更する場合の手続きについては、変更許可に該当すること。(H13.3.30 消防危第 43 号通知)

カ　危険物保安技術協会の型式試験確認制度

危険物保安技術協会（以下「協会」という。）では、固定給油設備等及び油中ポンプ設備の構造に関する試験確認を行い、当該試験確認に合格したものに対し、型式試験確認済証を貼付する業務を行っている。この試験確認制度を活用し、審査及び検査をする場合は、次の事項に留意すること。(S63.5.30 消防危第 74 号通知)

（ア）協会の型式試験確認済証を貼付した固定給油設備等及び油中ポンプ設備は、政令等に定める固定給油設備等及び油中ポンプ設備の構造に関する技術基準に適合していると認められるものであること。(S63.5.30 消防危第 74 号通知)

（イ）協会の型式試験確認済証を貼付していない固定給油設備等及び油中ポンプ設備は、政令等に定める技術基準に適合していないと即断できるものではないが、市町村長等において調査及び指導の主たる対象とし、基準に適合しているかどうかについて十分審査及び検査を行うこと。(S63.5.30 消防危第 74 号通知)

固定給油設備等に係る型式試験確認済証

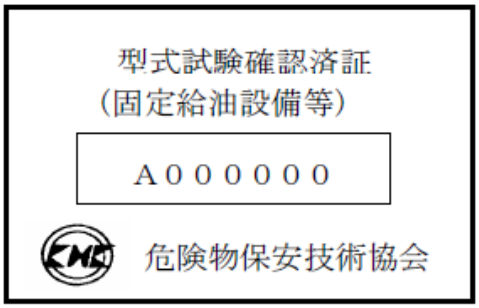

備　考

１　型式試験確認済証の材質は表面をラミネート加工したテトロンとし、寸法は、縦 24 ㎜、横 45 ㎜、厚さ 0.025 ㎜とする。

２　型式試験確認済証の地は黒色とし、文字、ＫＨＫマーク及び整理番号用枠内は消銀色、整理番号は黒色とする。

３　試験確認番号欄のＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ及びＦのアルファベット記号は固定給油設備等の最大吐出量による区分を示すものである。

区分	内　　容
A	最大吐出量が 50 ﾘｯﾄﾙ／分以下の固定給油設備等（最大吐出量の同じものを２以上組み込んだ固定給油設備等を含む。）
B	最大吐出量が 50 ﾘｯﾄﾙ／分を超え 60 ﾘｯﾄﾙ／分以下の固定給油設備等（最大吐出量の同じものを２以上組み込んだ固定給油設備等を含む。）
C	最大吐出量が 60 ﾘｯﾄﾙ／分を超え 180 ﾘｯﾄﾙ／分以下の固定給油設備等（最大吐出量の同じものを２以上組み込んだ固定給油設備等を含む。）
D	最大吐出量の異なるＡ及びＢを２以上組み込んだ固定給油設備等
E	最大吐出量の異なるＡ及びＣを２以上組み込んだ固定給油設備等
F	最大吐出量の異なるＢ及びＣを２以上組み込んだ固定給油設備等

耐磨耗性を有するホース等の表示

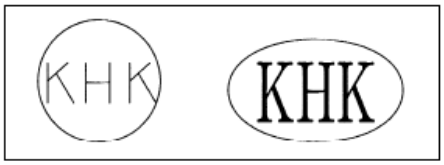

ベーパーバリアの表示

備　考

１　副証の材質はテトロンとし、厚さ 0.025㎜、直径 24 ㎜の大きさで表面ラミネート加工とする。

２　地を青色とし、文字、マークは消銀色とする。

※　参考通知

「固定給油設備の給油管及び静電気除去装置」（S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑）

「固定給油設備の設置間隔」（S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑）

「灯油の地下タンクの給油取扱所及び一般取扱所への兼用」
（S40.12.10 自消丙予発第 184 号質疑）

「給油取扱所に設ける暖房設備の燃料供給方法」（S43.6.5 消防予第 157 号質疑）

「懸垂式給油ホース設備のカバーにＦＲＰの使用」（S47.10.31 消防予第 174 号質疑）

「懸垂式給油ホース設備について」（S49.9.12 消防予第 113 号質疑）

「特殊な構造の固定給油設備」（S50.7.22 消防予第 64 号質疑）

「固定給油設備の構造」（S51.7.12 消防危第 23-20 号質疑）

「固定給油設備の設置場所について」（S58.12.2 消防危第 128 号質疑）

「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」（S62.4.28 消防危第 38 号通知）

※従来の灯油専用一般取扱所の取扱い

「灯油用固定注油設備の固定給油設備への転用（S62.6.17 消防危第 60 号質疑）

「アイランドの共有について」（S62.6.17 消防危第 60 号質疑）

「敷地外のボイラーに接続するタンクの設置」（S62.6.17 消防危第 60 号質疑）

「固定給油設備内への灯油用固定注油設備用ポンプの設置」（H4.2.6 消防危第 13 号質疑）

「内燃機関による自家発電設備を給油取扱所に設置することについて」（H4.2.6 消防危第 13 号質疑）

「アイランド上に尿素水溶液の供給機を設置することについて」（H17.3.31 消

防危第 67 号質疑）

(11) 固定給油設備等の表示

政令第 17 条第１項第 11 号及び規則第 25 条の３の規定による危険物の表示は、次によること。

ア　給油管又は注油管の直近の位置に表示すること。「直近の位置」とは、固定給油設備等の本体（懸垂式のものにあっては、給油ホース設備の本体ケース）又は給油管若しくは注油管自体（ノズルの部分又はノズル直近の部分）をいうものであること。（S62.4.28 消防危第 38 号通知）

イ　取り扱う危険物の品目を表示すること。「品目」とは、ガソリン・軽油・灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー・ハイオク等の商品名によることも差し支えないものであること。(S62.4.28 消防危第 38 号通知)

(12) 固定給油設備等の位置

政令第 17 条第１項第 12 号及び第 13 号並びに規則第 25 条の５第２項第１号及び第２号に規定する離隔距離は、次によること。

ア　二以上の固定給油設備相互間又は固定注油設備相互間の離隔規制はないものであること。(S62.4.28 消防危第 38 号通知)

イ　離隔距離は、固定給油設備等の中心点までの距離とすること。ただし、懸垂式のもののうち給油ホース等の取付部がスライドするものについては、そのスライドするすべての地点までの水平距離とすること。(S62.4.28 消防危第 38 号通知)

※　参考通知

「固定給油設備と事務所との位置」(S45.4.4 消防予第 60 号質疑)

「固定給油設備の位置について」(S62.9.9 消防危第 91 号質疑)

「固定給油設備と整備用リフトとの離隔距離」(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

「灯油用固定注油設備と固定給油設備とのアイランドの共有」(S62.6.17 消防危第 60 号質疑)「ポンプ室の出入口」(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

「固定給油設備の内部の複数のポンプ機器の一つを灯油用固定注油設備のポンプとすることについて」(H4.2.6 消防危第 13 号質疑)

(13) 懸垂式固定給油設備等

ア　懸垂式の固定給油設備等とは、ホース機器が屋根、梁等から吊り下げられた形式をいうものであること。(H1.3.3 消防危第 15 号通知)（第２－10－12 図参照）

イ　懸垂式の固定給油設備等には、その設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、地上から容易に操作できる位置に、ポンプ機器を停止する等により危険物の移送を止めることができる緊急停止装置を設けること。

ウ　緊急停止装置の操作部を設ける場所は、固定給油設備等の設置場所付近の事務所等の外壁等見やすい位置とし、その旨の表示を設けること。(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

エ　油量等の標示設備（自動車等の燃料タンクに注入した危険物の量又はその料金等を標示する機器類）は、給油に支障のない場所に設けること。

懸垂式給油ホースの長さの例

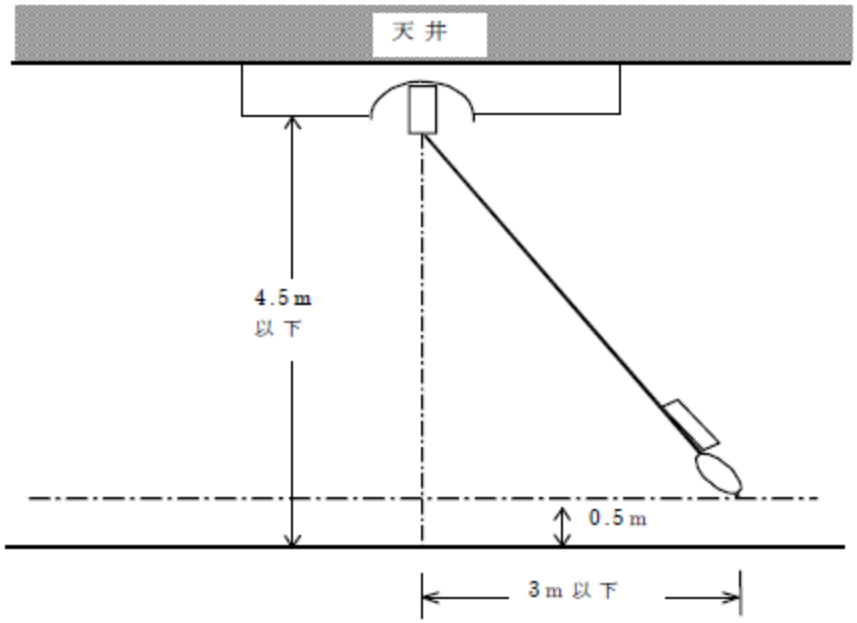

第２－10－12 図

(14) 建築物

政令第 17 条第１項第 16 号に規定する「給油又はこれに附帯する業務のための用途に供する建築物」は、規則第 25 条の４第１項で用途別に第１号から第５号に区分されるが、これについては次によること。

ア　第１号の「給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場」には、第１号の２から第５号に定める以外の用途で固定給油設備等によって給（注）油、詰替えの作業場と一体の建築物内での点検・整備を行う場所や懸垂式のポンプ設備のある場所、並びに油庫を含むものとすること。

イ　第１号の２の「給油取扱所の業務を行うための事務所」とは、事務室、販売室等及びこれらに従属する分析室、会議室、宿直室、風呂場等をいうものであること。

ウ　第３号の「自動車等の点検・整備を行う作業場」とは、リフト室、注油室等及びこれらに従属する 工具室、コンプレッサー室等をいうものであること。

エ　前記アからウの例に掲げた部分以外の部分(例えば、廊下・洗面所・倉庫・会議室・更衣室・休憩室・応接室等)については、いずれかの用途に従属すると認められるものにあっては、その用途として扱い、複数の用途に兼用するものにあっては、主たる用途により判断すること。ただし、第５号用途部分に設けられるものはこの限りでないこと。

オ　規則第 25 条の４第１項に規定する用途には、第１号の２又は第５号の事務所以外の事務所、長距離トラック運転手用簡易宿泊所、給油取扱所の従業員の寄宿舎等の用途は認められないものであること。(S62.4.28 消防危第 38 号通知)

カ　第２号の店舗、飲食店又は展示場は、次によること。

（ア）店舗、飲食店又は展示場においては、物品の販売、展示又は飲食物の提供だけでなく、物品の貸付のほか行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については制限はないものであること。(S62.4.28 消防危第 38 号通知) また、ドライブスルー形式又は窓を介しての物品の販売は、販売に供する窓を給油空地又は注油空地の直近に設けない場合にあっては、認めて差し支えないものであること。(H9.3.25 消防危第 27 号質疑)

（イ）キャバレー、ナイトクラブ、パチンコ店、ゲームセンター等風俗営業に係るもの、理容室、美容室等は給油、灯油・軽油の詰替え又は自動車の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場の用途から除かれるものであること。(S62.4.28 消防危第 38 号通知)

キ　第５号の用途に供する部分については、他の用途に供する部分との間に水平・垂直遮断を設けるとともに、出入口は、給油取扱所の敷地外から出入りできる位置に設けること。(S62.4.28 消防危第 38 号通知)

ク　給油取扱所には、建築物以外の工作物（立体駐車場、ラック式ドラム缶置場、大規模な広告物等）の設置は認められないものであること。(S62.4.28 消防危第 38 号通知)

※　参考通知

「道路に面する店舗について」(S62.6.17 消防危第 60 号質疑)

「防火塀を兼ねる壁体への避難用出入口の設置について」(S62.6.17 消防危第 60 号質疑)

「コインランドリーの設置」(S62.6.17 消防危第 60 号質疑)

「ＬＰＧ販売について」(S62.6.17 消防危第 60 号質疑)

「長距離トラック運転手用のシャワー室等の設置について」(S62.6.17 消防危第 60 号質疑)

※シャワー室等には、「従業員専用」の表示を設けるよう指導すること。

「ボイラー室等の用途」(S62.6.17 消防危第 60 号質疑)

「公衆電話ボックスの設置について」(S62.6.17 消防危第 60 号質疑)

「建築物の用途及び面積について」(S62.4.28 消防危第 38 号通知)

「銀行等の現金支払機の設置」(S63.7.26 消防危第 91 号質疑)

「上屋を共有する洗車場の用途」(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

「建築物の用途区分」(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

「内燃機関による自家発電設備の設置について」（H4.2.6 消防危第 13 号質疑）
「給油取扱所の建築物に関する事項」（H6.3.11 消防危第 21 号通知）
「コンプレッサー室について」（H6.7.29 消防危第 66 号質疑）

(15) 建築物の構造等

ア　事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合（屋内給油取扱所を除く）は、網入りガラス以外のガラスを用いた防火設備を使用できること。（H9.2.7 消防危第７号通知）

イ　給油取扱所の建築物の壁のうち、次の（ア）又は（イ）の間仕切壁については、政令第 23 条の規定を適用し、準不燃材料又は難燃材料（建築基準法施行令第１条第 6 号に規定する難燃材料をいう。）の使用を認めて差し支えないものであること。（H9.3.26 消防危第 31 号通知）

（ア）危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁

（イ）危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁

ウ　政令第 17 条第１項第 17 号に規定する「自動車等の出入口で総務省令で定めるもの」とは、規則第 25 条の４第３項に定められた用途部分であり、防火設備の設置は除かれていること。したがって、規則第 25 条の４第３項に定める用途以外の建築物の部分は不燃材以上で区画し、防火設備を設けなければならないこと。

エ　政令第 17 条第１項第 17 号に規定する建築物の内部構造については、次によること。（第２－10－13 図参照）

（ア）自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場で自動車等の出入口（第２－10－13 図の①部分）に戸を設ける場合は、不燃材料でも差し支えないものであること。（S62.6.17 消防危第 60 号質疑）

（イ）政令第 17 条第１項第 18 号の「事務所その他火気を使用するもの」には、自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場は除かれているが事務所等火気を使用する場所と当該作業場の出入口（第２－10－13 図の②部分）については、規則第 25 条の４第５項の可燃性蒸気の流入しない構造の適用を受けるものであること。

（ウ）リフト室、雑品庫及びコンプレッサー室の内装は、不燃材料を用いるものとすること。

建築物内部の壁体等の構造例

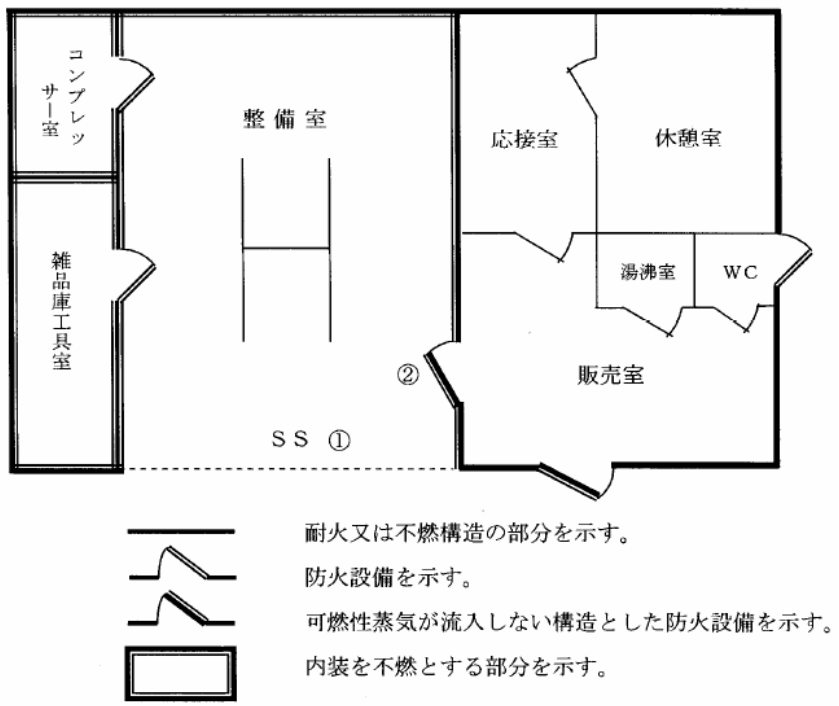

第２－10－13 図　［参考：危険物審査基準（東京消防庁)］

オ　建築物の窓等の構造等については、次によること。

（ア）原則

ａ　窓は、はめごろし戸（ＦＩＸ）とすること。

ｂ　建築物の外壁を兼ねる油庫の壁に設ける換気口等は、ファイヤーダンパー（ＦＤ）付きとすること。

（イ）　次のａからｃの一に該当する場合は、前記（ア）ａによらないことができる。（第２－10－14 図参照）

ａ　キャノピー（建築物と接しているものに限る。)、庇等(1.5m 以上)の上部にある窓

ｂ　無用途の空間に面する窓（1 階部分を除く。）

「無用途の空間」とは、給油空地又は注油空地に面していない部分

「面する部分」とは、例２に例示する部分

ｃ　空地から高さ２ｍ以上の部分に設ける換気用窓

例―１

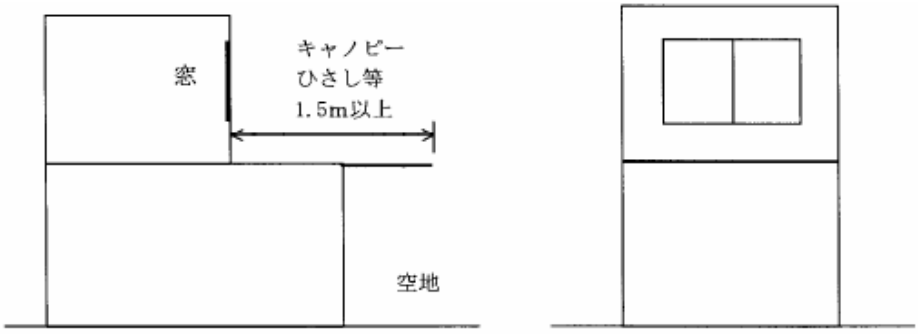

例－２

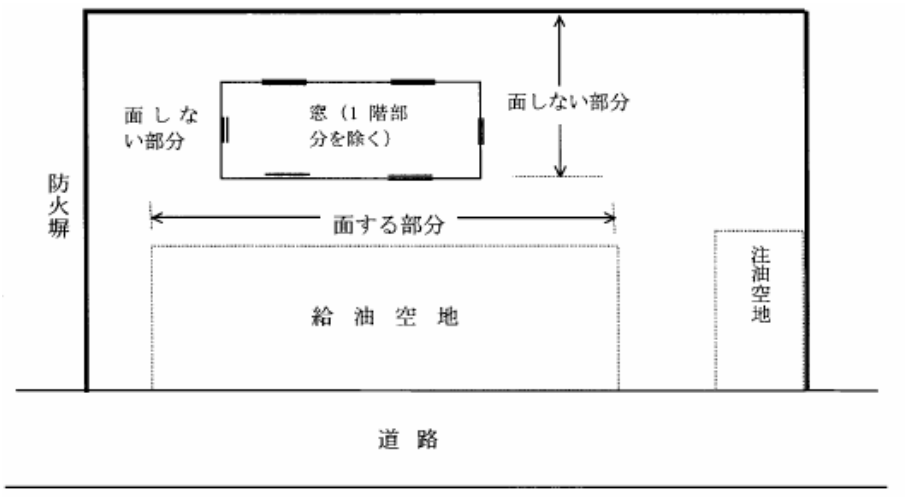

例―３

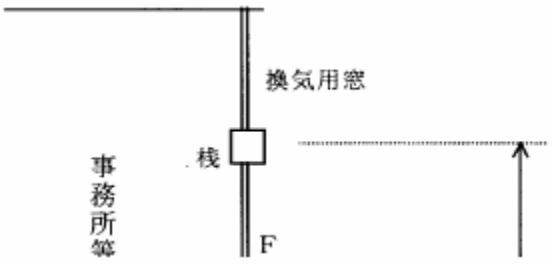

第２－10－14 図

カ　屋外に設ける階段は、不燃材料を用いるものであること。

キ　給油取扱所に設ける上屋については、次によること。

（ア）上屋及びその支柱は耐火構造又は不燃材料で造り、かつ、地震力及び風圧力による影響を考慮して安全上支障のない構造であること。

（イ）支柱は、自動車等の給油又は出入りに支障のない位置に設けること。

（ウ）キャノピーに採光等のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが、次に適合している場合に限り、政令第 23 条の規定を適用し認めて差し支え

ないものであること。(H9.3.26 消防危第 31 号通知、H13.3.16 消防危第 33 号通知)

a　地震による震動等により容易に破損・落下しないように、ガラス取付け部が耐震性を有していること。

b　火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入りガラス等を使用していること。

c　万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置をしていること。

d　ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても周囲の状況から判断し、延焼防止に支障ないものであること。

ク　出入口は、随時開けることができる自動閉鎖式のものとされているが、可燃性蒸気の滞留するおそれのない場所で片引きの自動ドア(電動式)を設けることができること。(S62.6.17 消防危第 60 号質疑)

ケ　給油取扱所において政令第 17 条第１項第 11 号の事務所の出入口に自動ドアを設ける場合は、規則第 25 条の４第５項第１号の構造を有するものであれば、引分けドアの使用を認めて差し支えない。(H17.12.19 消防危第 295 号質疑)

コ　１階販売室等の建築物の壁体を兼ねる防火塀に敷地外へ直接通じる連絡用（避難用）出入口を設ける場合は、必要最小限度の自動閉鎖式の特定防火設備とすること。(S62.6.17 消防危第 60 号質疑)

サ　給油取扱所の敷地内に設ける雑品庫、廃タイヤ置場等は主要構造部を不燃材料とし開口部に防火設備等を設けた建築物内とすること。

※　参考通知

「給油取扱所に使用される耐火又は不燃材料について」(S58.11.7 消防危第 111 号質疑)

「本社事務所等の区画への開口部の設置」(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

「建築物内の２階本社事務所等の区画」(H1.12.21 消防危第 114 号質疑)

「キャノピーに不燃性シートを用いることについて」(H4.2.6 消防危第 13 号質疑)

(16) 可燃性蒸気流入防止構造

規則第 25 条の４第５項の規定による犬走り又は出入口の敷居にスロープを設ける場合は、次によること。(H9.3.14 消防危第 26 号通知)

ア　スロープの最下部から最上部までの高さが 15cm 以上であること。なお、スロープが明確でない場合にあっては、最上部からの高さの差が 15cm 以上となるところまでをスロープとみなすものとする。

イ　スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。

ウ　スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

※　参考通知

「蒸気の流入防止構造について」（S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑）

「犬走りでの自動販売機による販売」（S62.6.17 消防危第 60 号質疑）

(17) ポンプ室等の構造

ア　政令第 17 条第１項第 20 号に規定するポンプ室等には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれるものであること。（H1.3.3 消防危第 15 号通知）

イ　同号ロに規定する「危険物を取り扱うために必要な採光、照明」は、照明設備を設けた場合、危険物の取扱いに支障がなければ、採光設備は必ずしも設けなくてよいこと。（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）

ウ　同号ハに規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等」とは、引火点が 40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室等とし、また、「屋外に排出する設備」にいう屋外には、給油空地に面する部分も含むものであること。（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）

※参考通知

「三方が囲まれた部分」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）

「危険物を取り扱う室」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）

「ポンプ室等について」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）

「ピットへのためますの設置」（H2.3.31 消防危第 28 号質疑）

(18) 給油取扱所で塗装作業を行う場合の基準　（H14.2.26 消防危第 29 号質疑ほか）

ア　基本的事項

（ア）塗装作業の範囲は次の項目とする。

a　塗装の前処理として必要な最小限の加工処理
（アセチレン等の裸火を使用した溶接・溶断作業は認められない。）

b　塗装処理

c　塗装後の乾燥処理

d　塗装に使用する塗料の保管及び調色

（イ）塗装作業に伴う危険性について

作業区分に応じた具体的な作業内容等に対しての危険性は、次表のとおり。

区分	具体的な作業内容等	予想される危険性
加工処理	・加工において火花を生ずる器具等を使用する	作業場所に可燃性蒸気が流入し又は滞留していた場合、引火する
燃焼機器等	塗料剥離剤を使用する	可燃性蒸気が滞留する（火源があれば引火する）
塗装処理	・スプレーガンを使用して塗	可燃性微粉が著しく浮遊する（火源が

	装する ・サフェーサーを使用する	あれば引火する） 静電気の発生により引火する 出入口を開放した状態で作業を行った場合、可燃性微粉が流出する
乾燥処理	・ヒーター、ドライヤーを使用して乾燥する	可燃性微粉が浮遊（残存）した状態でヒーター等を使用した場合引火する 出入口を開放した状態で作業を行った場合、可燃性蒸気が流入する
調色処理	・必要な色の塗料を調色する	可燃性蒸気が滞留する（火源があれば引火する） 静電気の発生により引火する
塗料の保管	・缶入り塗料・シンナー等を保管する ・塗料の固形防止のため常時、機械的に攪拌させる	容器の破壊、密閉不良により可燃性蒸気が滞留する（火源があれば引火する 静電気の発生により引火する

（ウ）既存の基準等の準用

新たな塗装作業は、給油取扱所として許可された施設内で行われることから危険物の規制に関する政令(以下「令」という。）第 17 条及び給油取扱所の技術上の基準等に係る運用通知等（S62 年消防危第 38 号、H 元年消防危第 15 号）に定める基準を基本とし、更に危険物の規制に関する規則（以下「則」という。）第 28 条の 55（吹付塗装作業等の一般取扱所の特例）に定める基準を準用する。また、塗装作業に対する消火設備の設置については、消防法（以下「法」という。）第９条の３及び消防法施行令（以下「施行令」という。）第 10 条の基準を準用する。

イ　基準の適用対象範囲について

作業内容及び予想される危険性を考慮し、次の作業はそれぞれ別々の作業場所で行うこととし、作業場所を兼用することは認められない。ただし、可燃性蒸気等が滞留及び流入するおそれのない場合は、加工処理、塗装及び乾燥処理の作業場所を兼用することができる。

（ア）加工処理を行う場所

（イ）塗装及び乾燥処理を行う場所

（ウ）塗料の調色処理及び保管を行う場所

ウ　塗装を行う各作業場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について

構造等の基準	理由又は参照条文等	適用場所		
		加工	塗･乾	調･保

位置については、固定給油設備及び道路境界から一定の距離を保つこと。	則第 25 条の 5 第 2 項第 2 号	○	○	○
他の部分と防火上有効に区画する	令第 17 条第 1 項第 17 号 令第 24 条第 2 号 令第 27 条第 4 項第 1 号 S62 年消防危第 38 号第 4､1(3)ウ	不燃材料	不燃材料	不燃材料
出入口には随時開けることができる自動閉鎖式（自動車等の出入口を除く）防火設備を設ける	令第 17 条第 1 項第 17 号 則第 28 条の 55 第 2 項第 4 号 S62 年消防危第 38 号第 4､1(3)ウ	○	防火設備	○
出入口以外の開口部を設けない(※１ 塗装作業の安全確認上必要最小限度の窓及び換気設備等の吸気、排気口を除く)	則第 28 条の 55 第 2 項第 3 号	―	○	○
床は危険物が浸透しない構造とするとともに、傾斜、貯留設備を設ける	令第 17 条第 1 項第 20 号イ 則第 28 条の 55 第 2 項第 5 号	※２	○	○
採光、照明及び換気の設備を設ける	令第 17 条第 1 項第 20 号ロ 則第 28 条の 55 第 2 項第 6 号	※２	○	○
可燃性蒸気及び微粉を排出する設備を設ける	令第 17 条第 1 項第 20 号ハ 則第 28 条の 55 第 2 項第 7 号	※３	○	○
電気設備（器具）は防爆構造とする	令第 17 条第 1 項第 21 号	※３	○	○
第５種消火設備を設ける	法第 9 条の 3 施行令第 10 条第 1 項第 4 号	※２	○	○

※１　塗装作業の安全確認上必要最小限度の窓は防火設備（はめ殺し窓）とすること。換気設備等の吸気、排気口は特定防火設備を設けること。

※２　危険物の取扱いを行う場合に適用する。

※３　危険物の取扱いによる可燃性蒸気の発生（滞留）が予想される場合に適用する。

※４　乾燥処理に使用するヒーター・ドライヤーについては、危険範囲（60 ㎝）以上の位置にある場合は防爆構造としないことができる。

注）塗装ブースの構造は不燃材料とし、ブース内の可燃性蒸気等を有効に排出できる設備を設けること。

エ 塗装作業の基準について

作業の基準	理由又は参照条文等	適用部分		
		加 工	塗･乾	調･保
みだりに火気を使用しない	令第 24 条第 2 号	※	○	○

火花を発する機械器具、工具等を使用しない	令第 24 条第 13 号	※	○	○
出入口を閉鎖した状態で作業を行う	S62 年消防危第 38 号第 4、1（3）ウ	○	○	○
可燃性蒸気を発するおそれのある作業を行う場合は十分な換気を行う	S62 年消防危第 38 号第 4、1（3）オ	※	○	○
他の容器入危険物との合計量を指定数量未満とする	S62 年消防危第 38 号第 2、1	○	○	○

※危険物の取扱いによる可燃性蒸気の発生（滞留）が予想される場合に適用する。

オ　その他

（ア）前記ウ及びエに掲げる基準の他、新たに作業待ち車両等の駐車スペース（車両置場）の確保が必要となる場合は、給油、注油空地以外の部分で給油等に支障のない場所を選定するとともに、確保した駐車スペース（車両置場）を地盤面にペイント等により明確に表示すること。

（イ）許可にあたっては、塗装作業に使用する電気設備及び火気使用設備の仕様書等並びに塗装作業方法・作業手順を明記した書面を提出させ、審査すること。（許可の対象とする。）

（ウ）塗装区画面積は塗装車両１台が有効に作業できる面積とし最低６ｍ×４ｍを確保すること。

（エ）排出塗料等は、屋外の防火上安全な場所に排出し飛散させることなく排出塗料回収措置（回収フィルター等）を講じること。

（オ）給油取扱所での板金作業については、塗装作業に必要な最小限の加工処理のみを認め、これ以外の板金作業は認めないこと。なお、板金業務に伴い火花を発するおそれのある場合は、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれのない場所で行うなど火気管理を徹底すること。（H31.4.19 消防危第 81 号質疑）

※ 参考通知

「給油取扱所における自動車の板金業務について」（H31.4.19 消防危第 81 号質疑）

(19) 電気設備

ア　政令第 17 条第１項第 21 号の電気設備は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（H９年３月 27 日通商産業省令第 52 号）によること。

イ　給油取扱所に電気自動車の急速充電設備（急速充電設備以外の電気自動車用の充電設備（全出力 20kW 以下のもの又は全出力 50kW を超えるもの）であって、今後新たに設置されるものを含む。）を設ける場合にあっては、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」（H24.3.16 消防危第 77 号通知）によること。

ウ　給油空地等で使用する携帯型電子機器は、防爆構造のもの又は下記のいずれかの規格に適合するものとすること。（H30.8.20消防危第154号通知）

（ア）国際電気標準会議規格（IEC）60950-1
（イ）日本工業規格（JIS）C 6950-1（情報技術機器－安全性－第１部：一般要求事項）
（ウ）国際電気標準会議規格（IEC）62368-1
（エ）日本工業規格（JIS）C 62368-1（オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第１部：安全性要求事項）

参考： IEC 60950-1は、電気的な事務機器及び関連機器を含み、主電源又は電池で動作する、定格電圧が600V以下の情報技術機器の安全性について規定する国際規格であり、火災の危険性、機器に触れることのできる操作者等に対する感電又は傷害の危険性を減らすための要求事項を規定している。そして、当該規格に基づき、JIS C 6950-1が策定されている。

また、IEC 62368-1及びJIS C 62368-1は、IEC 60950-1及びJIS C 6950-1と同様の安全性を規定した規格であり、将来的に置き換わることが予定されているが、円滑な移行の観点から、現在は併存して用いられている。

なお、現在のJIS C 62368-1では、JIS C 6950-1に適合するコンポーネント及び部分組立品は、追加評価なくJIS C 62368-1の適用範囲とする機器の一部として認めるとされている。

エ　給油空地等における携帯型電子機器の使用は、業務上必要な範囲において、以下の点に留意して行うこと。
（ア）携帯型電子機器の落下防止措置を講ずること（肩掛け紐付きカバー等）。
（イ）危険物の取扱作業中の者が同時に携帯型電子機器の操作を行わないこと。
（ウ）火災や危険物の流出事故が発生した場合は、直ちに当該機器の使用を中止し、安全が確認されるまでの間、当該機器を使用しないこと。

オ　次の（ア）から（ウ）に掲げる事項について、予防規程の添付書類等で明らかにすること。この場合において、上記コに示す規格への適合性を確認するため、予防規程の認可の申請の際に、使用する携帯型電子機器の仕様書等を申請書に添付させること。
（ア）携帯型電子機器の仕様、当該携帯型電子機器への保護措置
（イ）携帯型電子機器の用途、使用する場所及び管理体制
（ウ）携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に取るべき措置（危険物の規制に関する規則（S34 年総理府令第 55 号）第 60 条の２第１項第 11 号関係）

カ　給油取扱所において、災害時や停電時の電源を確保するため、非常用発電機を設置する場合、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲以外の場所であって、車両の動線を考慮して支障のない場所であれば、直接地盤面や犬走りに設置することも可能。この場合において、非常用発電機がガソリン等の流出事故が発生した場合に直

ちに移動又は電源を遮断できるものであれば、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲は、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」（H24.3.16消防危第77号）第３の１に示されている範囲とする。なお、非常用発電機の設置については、給油取扱所の震災等対策として行われるものと考えられることから、これに伴う手続も含めて、「「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した危険物施設の震災等対策の推進について」（H26.5.23消防危第136号）を参考とすること。（H31.4.19消防危第81号質疑）

※ 参考通知

「給油取扱所におけるロードヒーティングの設置」(S40.10.12 自消丙予発第 157 号質疑)

「危険物給油取扱所におけるロードヒーティングの設置」(S42.7.25 自消丙予発第 55 号質疑)

「高電圧利用による電撃殺虫器の設置」(S43.7.31 消防予第 180 号質疑)

「給油取扱所のコンピューター端末機設置について」(S55.11.21 消防危第 141 号質疑)

「給油取扱所のコンピューター端末機設置に伴うカードリーダー部のボックス設置について（S56.5.9 消防危第 58 号質疑)

「磁気カードリーダー付給油ノズルの取扱いについて」(S.56.5.9 消防危第 59 号質疑)

「給油取扱所のコンピューター端末機の設置に伴う外付ポストの位置について」(S57.3.31 消防危第 43 号質疑)

「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける設備の電気設備について」(S62.4.28 消防危第 38 号通知)

「7 電気設備に係る事項」(H5.9.2 消防危第 68 号通知)

「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」(H24.3.16 消防危第 77 号通知)

「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」(H30.8.20 消防危第 154 号通知)

「給油取扱所における非常用発電機の設置について」(H31.4.19 消防危第 81 号質疑)

(20) 附随設備

ア　政令第 17 条第１項第 22 号に規定する「自動車等の洗浄を行う設備」とは、蒸気洗浄機及び洗車機をいうものであり、従来の蒸気洗浄機に加え門型洗車機、箱型洗車機その他の洗車機を含むものであること。(S62.4.28 消防危第 38 号通知)

イ　門型洗車機の固定給油設備等までの距離については、可動範囲までとすること。

（S62.4.28 消防危第 38 号通知）

ウ　自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト（油圧式、電動式）、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイルバランサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであること。（S62.4.28 消防危第 38 号通知）

エ　油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等の危険物を取り扱う設備のうち危険物を収納する部分は、第２－10－２表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けること。（S62.4.28 消防危第 38 号通知）

危険物を収納する部分の容量	板 厚
40L 以下	1.0 ㎜以上
40L を超え 100L 以下	1.2 ㎜以上
100L を超え 250L 以下	1.6 ㎜以上
250L を超えるもの	2.0 ㎜以上

第２－10－２表

オ　危険物を取り扱う設備は、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。（S62.4.28 消防危第 38 号通知）

カ　ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。（S62.4.28 消防危第 38 号通知）

キ　附随設備は、給油空地及び注油空地に設けないこと。（S2.4.28 消防危第 38 号通知）

ク　洗車排水処理循環装置

給油取扱所内に洗車排水処理循環装置を設ける場合は、次によること。（S52.4.5 消防危第 61 号質疑）

（ア）装置は、漏水するおそれのない構造であること。

（イ）装置は、転倒することがないよう堅固に固定すること。

ケ　トラックターミナル等大型トラックに給油することができる給油取扱所で、大型トラックの排出ガス処理に用いられる尿素水溶液の供給機は、自動車等の点検整備を行う設備に該当するが、固定給油設備を設けたアイランド上に設置して、給油時以外に尿素を供給することは、政令第 23 条を適用し、離隔距離の規定に適合しなくても差し支えない。（H17.3.31 消防危第 67 号質疑・H23.12.1 消防危第 273 号質疑）

※参考通知

「ピットの設置」（年次表示等なし）

「附随設備に収納する危険物の数量について」（S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑）

「混合油調合器の設置」（S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑）

「洗車用温水ボイラーの設置について」（S45.6.29 消防予第 135 号質疑）
「熱風器をもつ洗車設備の設置について」（S47.2.10 消防予第 54 号質疑）
「給油取扱所におけるサービス用設備の設置について」（S57.7.27 消防危第 78 号質疑）
「給油取扱所における自動洗車機の設置について」（S58.11.15 消防危第 117 号質疑）
「固定給油設備と整備用リフトとの離隔距離」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）
「固定給油設備と尿素水溶液供給機との離隔距離」（H17.3.31 消防危第 67 号質疑）（H23.12.1 消防危第 273 号質疑）

(21) 附随設備以外の設備

ア　給油取扱所に設ける附随設備以外の設備については、給油に支障がないと認められる範囲に限り設けても差し支えないものであること。（S62.4.28 消防危第 38 号通知）

イ　給油に支障がある設備とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備等への衝突を招来しかねないような設備をいうものであり、空地外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障がないものとして取り扱うものとするほか、必要最小限の POS 用カードリーダー、自動釣銭機、プリペイドカード販売機等の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイランド上に設けることも差し支えないものであること。また、低樹木、花壇等についても、給油に支障がないと認められる限り、設けて差し支えないものであること。（S62.4.28 消防危第 38 号通知ほか）

ウ　厨房設備等の火気を使用する設備については、火災予防条例によるものであること。（S62.4.28 消防危第 38 号通知）

エ　ルームクーラー等については、次によること。

（ア）ルームクーラー及び換気扇は、固定給油設備等に面する側には設けないこと。ただし、1.5m以上の高さに設ける場合はこの限りではないこと。

（イ）ルームクーラーの貫通（枠）については、不燃材料を用いること。

オ　ボイラー及び自家用発電機等の設置については、火災予防条例によるほか、次によること。

（ア）ボイラー室等は、引火性蒸気の流入するおそれがなく、かつ、耐火構造の専用室とすること。

（イ）燃料の供給は、給油取扱所に設けた燃料用地下貯蔵タンクのほか、専用タンクからも行うことができるものであること。

カ　ヒートポンプ冷暖房器の設置については、火災予防条例によるほか、次によること。

（ア）屋外の地上に設けるものは、給油空地等以外の安全上支障のない位置とし、高さ２ｍ以上の不燃材料の塀を設け出入口等には防火設備を設けること。

（イ）屋上、屋根上に設けるものは、給油空地等に面しない（給油空地等に面する側に防火上有効な塀等を設けた場合を含む。）防火上安全な位置とすること。

キ　屋外給油取扱所内のコインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵する LPG バルク貯槽（１ｔ未満）を、給油取扱所の敷地内に設置する場合は、次に掲げる事項を満足すること。なお、圧縮機及び充てん用ポンプは設置しない。（H10.10.13 消防危第 90 号質疑）

（ア）LPG バルク貯槽及び附属設備（以下「LPG バルク貯槽等」という。）は、給油空地以外に設置すること。

（イ）LPG バルク貯槽は、地下設置とすること。ただし、地下タンクの注入口から８メートル以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができる。

（ウ）LPG バルク貯槽等へ自動車等の衝突防止措置を講じること。

（エ）LPG バルク貯槽等に係るガス配管は、（ア）によるほか自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。

（オ）LPG タンクローリーの停車位置は、上記（ア）、（イ）（ただし書き以降）によることとし、その場所を明示すること。

（カ）予防規程の中に LPG タンクローリーからの受入中の安全対策について定めること。

ク　販売目的のタイヤを展示するガレージ（鉄骨鉄板製で、前面開口部に火災時に容易に閉鎖できるシャッターを設けたもの）を、給油行為等に支障のない場所に設置し、開放して展示販売して差し支えない。（H10.10.13 消防危第 90 号質疑）

ケ　次に掲げる設備は、設置することができない。

（ア）高電圧利用による電撃殺虫器（S43.7.31 消防予第 180 号質疑）

（イ）公衆電話ボックス又は郵便ポスト（S62.6.17 消防危第 60 号質疑）

（ウ）犬走りにおける自動販売機（S62.6.17 消防危第 60 号質疑）

コ　給油取扱所に設ける看板については、S45.8.４消防予第160号、S45.11.21消防予第231号、S47.１.12消防予第30号及びS47.2.10消防予第55号において、個別の給油取扱所における取付け位置及び材質の実例が示されており、これらの通知に示された事項を踏まえ、次のとおり取り扱うこととする。（H31.4.19消防危第81号質疑）

（ア）令第17条第１項第19号に規定する防火塀の表面又は上部に看板を設ける場合は、不燃材料を使用する。

上記以外の部分に看板を設ける場合は、難燃性の材料を使用する。ただし、事務所等の建築物の屋上に設ける看板及び商標等を示す看板（いわゆるサインポール）にあっては、アクリル樹脂など難燃性以外の材料を使用することができることとする。

（イ）看板の大きさ、取付け位置については、給油業務や自動車の通行に支障のない範囲とする。

※　参考通知

「給油取扱所内の建築物に設けるボイラー」（S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑）
「看板の設置」（S44.5.23 消防予第 168 号質疑）
「給油取扱所の構造設備（看板類）について」（S45.8.4 消防予第 160 号質疑）
「給油取扱所に設ける看板の材質について」（S45.11.21 消防予第 231 号質疑）
「給油取扱所敷地内に設ける花壇等について」（S46.4.23 消防予第 65 号質疑）
「看板の取付け位置及び材質について」（S47.1.12 消防予第 30 号、S47.2.10 消防予第 55 号質疑）
「給油取扱所内の事務室の暖房用に使用するボイラー室の設置」（S52.11.26 消防危第 170 号質疑）
「給油取扱所に設置する太陽ヒーター」（S56.8.14 消防危第 103 号質疑）
「クイックサービス用ユニットの設置」（S62.6.17 消防危第 60 号質疑）
「定期点検整備」（S62.6.17 消防危第 60 号質疑）
「指定数量未満の家庭用塗料の販売」（S62.6.17 消防危第 60 号質疑）
「公衆電話ボックス又は郵便ポストの設置について」（S62.6.17 消防危第 60 号質疑）
「内燃機関による自家発電設備の設置について」（H4.2.6 消防危第 13 号質疑）
「屋外給油取扱所内のコインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵する LPG バルク貯槽（１ｔ未満）を、給油取扱所の敷地内に設置する場合について」（H10.10.13 消防危第 90 号質疑）
「給油取扱所に販売目的のタイヤを展示するガレージの設置について」（H10.10.13 消防危第 90 号質疑）
「給油取扱所に設ける看板の取付け位置及び材質について」（H31.4.19 消防危第 81 号質疑）

３　屋内給油取扱所

屋内給油取扱所の基準は、前記２によるほか、次によること。

（１）定義

屋内給油取扱所は、建築物内に設けられた給油取扱所と規則第 25 条の６に規定する上屋等の空地に対する比率が１/３を超えるものであること。

ア　規則第 25 条の６に規定する水平投影面積の算定は、建築物のひさし、はり、屋外階段、オーバーハング部分、トラス、ルーバー等を算入するものとすること。ただし、はり及びトラス（部材幅寸法 50 ㎝以上のもの）については、これらの本体部分

の面積のみを算入することとし、吹抜け部分は算入しないものとすること。(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

イ　規則第 25 条の６に規定する給油取扱所の用に供する床又は、壁で区画された部分には油庫、コンプレッサー室等も含まれるものであること。(H6.3.11 消防危第 21 号通知)

※　参考通知

「二面開放について」(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

「屋内給油取扱所の別棟の建築物等の構造」(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

「上屋と塀との間の開口部」(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

「給油取扱所の技術上の基準に係る運用」(H1.11.7 消防危第 98 号通知)

「屋内給油取扱所の定義に関する事項」(H6.3.11 消防危第 21 号通知)

（２）建築物の構造

ア　消防法施行令別表第１(6)項に掲げる用途に供する部分を有する建築物内には給油取扱所を設置できないものであること。ただし、当該部分が事務所等の診療室等で給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含まれるものとし、屋内給油取扱所の設置が認められるものであること。(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

イ　規則第 25 条の７に規定する自動火災報知設備は、給油取扱所以外の用途部分にも給油取扱所に設けられた自動火災報知設備の感知器等と連動して作動する地区音響装置等を備えること。(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

※　参考通知

「屋内給油取扱所に係る事務所等の建築物の構造」(S62.9.9 消防危第 91 号質疑)

「屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分について」(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

「屋内給油取扱所の屋上に設ける貸駐車場」(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

「敷地外から張り出した建築物」(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

（３）タンクの構造

専用タンク及び廃油タンク等の位置、構造及び設備は、地下タンク貯蔵所の基準の一部が準用されること。

※参考通知

「電気的腐食のおそれのある場所等について」(S53.11.7 消防危第 147 号質疑)

（４）通気管

専用タンク及び廃油タンク等に設ける通気管の先端は屋外又は建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設けること。この場合、「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気の良い自動車等の出

入口付近の場所をいうものであること。(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

※参考通知

「通気管の位置等について」(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

（５）液面計又は計量口

政令第 17 条第２項第３号の２に規定する危険物の量を自動的に表示する装置は、タンクごとの液量が明確に表示されるものであり、油量液面計をいうものであること。(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

（６）過剰注入防止設備

政令第 17 条第２項第４号に規定する過剰な注入を自動的に防止する設備としては、次のものが含まれるものであること。(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

ア　専用タンクの容量以下に設定された量（設定量）の危険物が注入された場合にタンク内に設置されたフロートの作動により注入管を閉鎖する機構を有するもの。

イ　設定量の危険物が注入された場合に液面測定装置等と連動して注入管に設けられたバルブを自動的に閉鎖する機構を有するもの。

（７）他用途等との区画

政令第 17 条第２項第５号に規定する「間口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること」とは、消防法施行令第８条に規定する区画と同等以上のものであること。

※参考通知

「本店事務所等の取扱いについて」(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

（８）二方が開放されている屋内給油取扱所の空地

ア　屋内給油取扱所は、通風及び避難上の観点から二方を開放するため壁を設けないこととされていたが、一方が自動車等の出入する側に面しており他の一方が通風及び避難のための空地（規則第 25 条の８に定める空地）に面しているものは二方が開放されている屋内給油取扱所とみなすこと。(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

イ　規則第 25 条の８第１号に規定する「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物の設けられていない場所をいうものであること。(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

ウ　規則第 25 条の８第２号に規定する通風及び避難のための空地は、自動車等が出入りするための空地と重複しないよう設けるものとし、空地内は機器及び物品を存置してはならないこと。(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)（第２－10－14 図参照）

二方向開放型屋内給油取扱所の例図

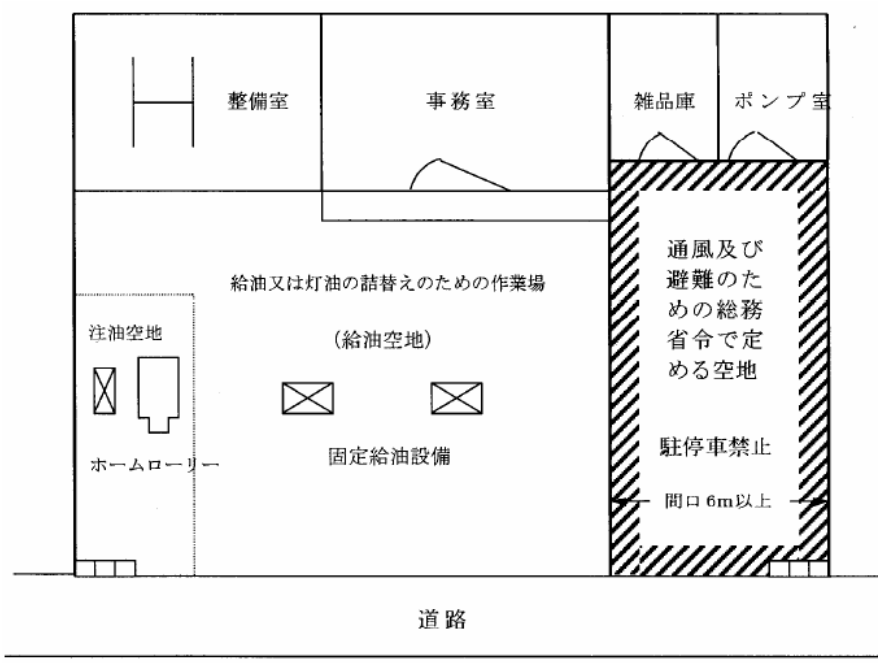

第２－10－14 図

（９）一方のみが開放されている屋内給油取扱所

ア　規則第 25 条の９第１号に規定する給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場から安全に避難できる措置は、概ね次のような例（第２－10－15 図）をいうものであること。

イ　規則第 25 条の９第１号イに規定する「敷地外へ直接通ずる」とは、給油取扱所外の用途部分を通ることなく直接避難できることをいうものであること。(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

ウ　規則第 25 条の９第１号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地（一切の建築物の設けられていない場所）をいうものであること。(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

一方開放型屋内給油取扱所避難経路のパターン図
(規則第 25 条の９第１号イ)避難口(直接敷地外に通じていること。)

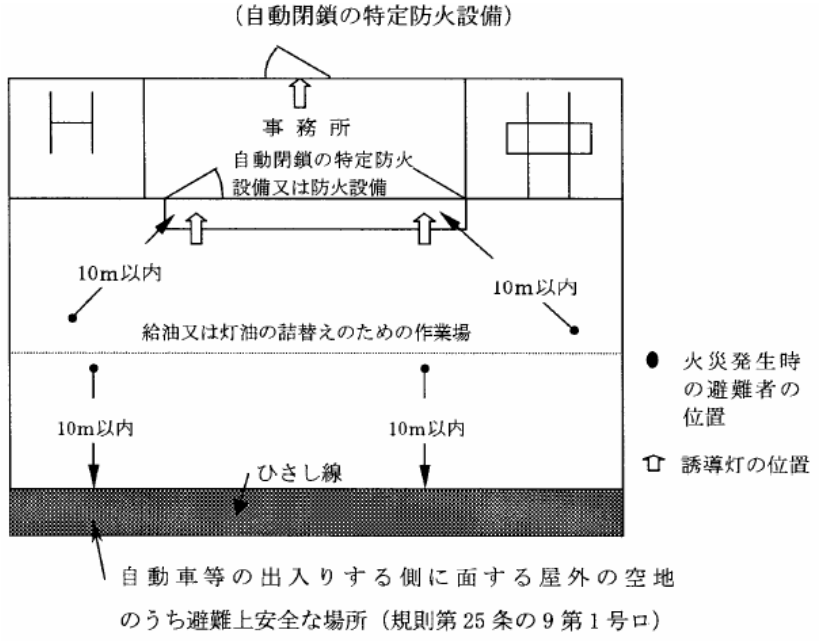

第２－10－15 図

エ　規則第 25 条の９第３号に規定する可燃性蒸気を回収する設備（規則第 20 条第３項第３号）には、可燃性蒸気を戻すベーパーリカバリー装置、可燃性の蒸気を吸着、凝縮等の方法により回収する設備が含まれるものであること。(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

オ　規則第 25 条の９第４号に規定する可燃性蒸気検知警報設備は、可燃性蒸気の漏洩を検知し一定の濃度に達した場合に警報を発するもので、概ね次の機能を有するものであること。(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

（ア）警報設置値は、設置場所における周囲の雰囲気の温度において、概ね爆発下限界の４分の１以下の値であること。

（イ）防爆性能を有すること。

（ウ）警報を発した後は、濃度が変化しても所要の措置を講じない限り警報を発し続けるものであること。

（エ）検知部取付場所は、概ね地盤面から 15cm 以下の可燃性蒸気が有効に検知できる位置とすること。

（オ）受信機及び警報音の発する場所は、常時作業員がいる事務所等とすること。

カ　規則第 25 条第の９第５号に規定する自動車等の衝突防止措置は、有効な高さの防護柵を設ける等の措置をいうこと。(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

※　参考通知

「屋外の場所について」（H1.3.3 消防危第 15 号通知）
「敷地外に直接通ずる避難口について」（H1.3.3 消防危第 15 号通知）
「屋外の空地について」（H1.3.3 消防危第 15 号通知）
「整備を行う作業場について」（H1.3.3 消防危第 15 号通知）
「通風及び避難のための空地について」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）
「通風及び避難のための空地内への設備等の設置について」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）
「通風及び避難のための空地内への物品の存置等について」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）
「通風及び避難のための空地として認められない例」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）
「通風及び避難のための空地内への通気管の設置」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）
「通風及び避難のための空地での自動車等の出入りを禁止する措置」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）
「通風及び避難のための空地の構造」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）
「避難上安全な屋外の空地」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）
「敷地外の空地又は建物が第三者の所有である場合の避難口」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）
「防火塀に避難口の設置」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）
「避難口の設置数」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）
「避難場所としての事務所等の用途」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）
「避難上及び通風上有効な空地の奥行きに関する特例」（H2.5.22 消防危第 57 号質疑）
「可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等について」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）「シャッターで区画された整備室」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）

(10) 床面等

政令第 17 条第２項第 10 号の規定により、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けないこととされているが、階段等の出入口が事務所等の中に設けられ、可燃性の蒸気の滞留を防止する措置が講じられている場合は、屋内給油取扱所に地階を設けてもよいこと。（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）

(11) 上階がある場合の措置

ア　政令第 17 条第２項第 11 号に規定する「上部に上階がある場合」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、上階の用途が規則第25条の４第１項で規制されたもの以外の用途であること。（第２－10－16図参照）

「上部に上階のある場合」に該当しない例　　「上部に上階のある場合」に該当する例

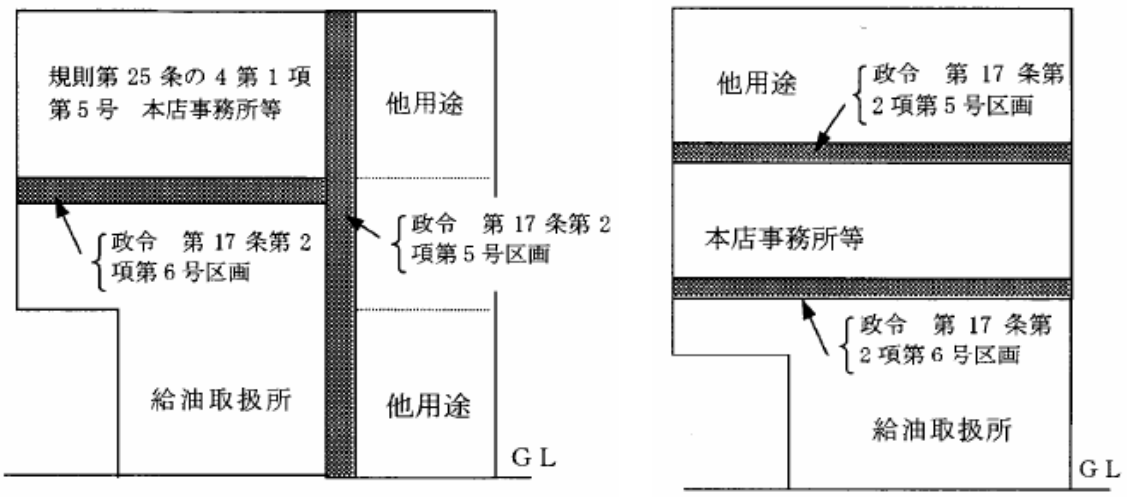

第２－10－16 図　［参考：危険物審査基準（東京消防庁)］

イ　規則第 25 条の 10 第３号及び第４号に規定する上階への延焼防止上有効な措置は次によること。(第２－10－17 図ア及びイ参照)

（ア）屋根又は耐火性能を有するひさしとは、30 分以上の耐火性能を有すること。(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

（イ）上階の外壁から水平距離 1.5m以上張り出たひさし等の設置が困難なものには基準と特例として、上階の外壁から水平距離 1.0m張り出たひさし等及び次に掲げるドレンチャー設備を設けることでこれに代えることができるものであること。なお、ひさし等の張り出し長さを 1.0m未満とすることは、政令第 23 条の規定を適用してもできないものであること。(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

ａ　ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ 2.5m以下ごとに１個設けること。

ｂ　水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に 1.3m^3を乗じて得た量以上の量となるように設けること。

ｃ　ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力が 0.3MPa 以上で、かつ、放水量が毎分 130 l 以上の性能のものとすること。

ｄ　ドレンチャー設備には、予備動力源を設置すること。

（ウ）「延焼防止上有効な措置」とは、ＪＩＳR3206 に定める「強化ガラス」が温度変化に対し通常有している強度以上の強度を有するものを用いたはめごろし戸を設けたものをいうものであること。(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

延焼防止上有効なひさしの措置例

ア　一般的なひさしの接地

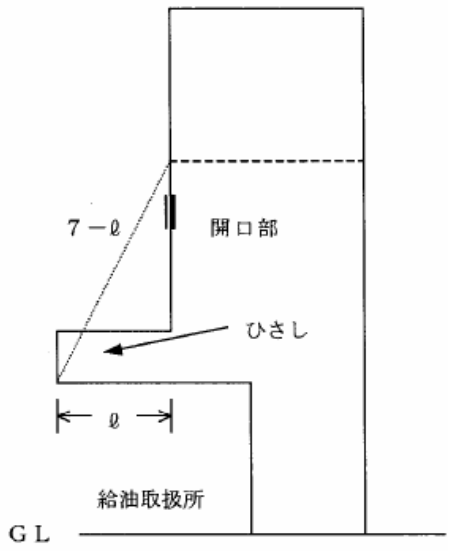

イ　延焼のおそれのある範囲以外の部分が張り出している例

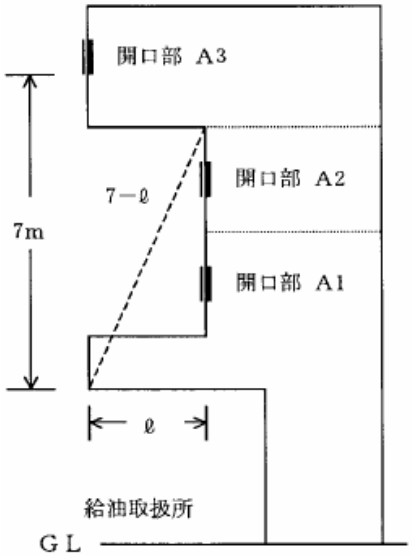

第２－10－17 図　［参考：危険物審査基準（東京消防庁）］

※ 参考通知

「局限化するための設備について」（H1.3.3 消防危第 15 号通知）

「屋根のない貸駐車場について」（H1.5.10 消防危第 44 号通知）

「漏洩局限化設備及び漏れた危険物を収納する設備について」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）

「可燃性の蒸気を検知する警報設備について」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）

「上階の開口部の範囲」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）

「ドレンジャー設備の設置による張出長さの算定等」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）

「屋根の開口部」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）

「ひさしの設置方法」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）

「屋上の屋根のない駐車場のひさしの長さの特例について」（H1.12.21 消防危第 144 号質疑）

４　航空機給油取扱所

給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について（H1.3.3 消防危第 15 号通知）

建築物の屋上設置については、「建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の安全対策について」（H27.12.8 消防危第 268 号）によること。

※ 参考通知

「航空機給油取扱所の必要な空地等」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）

「緊急発進用航空機格納庫内に収納されている航空機の燃料タンクに、直接給油を行う施設について」（H17.12.19 消防危第 295 号質疑）

「給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」（H18.4.25 消防危第 106 号通知）

「航空機又は船舶用給油タンク車及び航空機用給油ホース車の性能の確認について」（H19.3.29 消防危第 68 号質疑）

５　船舶給油取扱所

船舶給油取扱所の基準は、前記２及び３によるほか、次によること。

（１）規則第 26 条の２第３項第３の２号に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」は、油吸着材とし、その保有する量は第２－10－３表のとおり、タンクの容量の区分に応じた量の油を吸着できるものであること。（H20.5.22 消防危第 264 号通知）

第２－10－３表

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	吸着できる油の量
タンク容量 30kℓ未満のもの	0.3kℓ以上
タンク容量 30kℓ以上 1,000kℓ未満のもの	1kℓ以上
タンク容量 1,000kℓ以上のもの	3kℓ以上

なお H1.3.3 消防危第 15 号通知により、第２－10－４表に示す量の油吸着材を保有する場合は、第２－10－３表の区分に応じた量の油を吸着できる量の吸着材を保有しているものとみなすことができる。

第２－10－４表

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	油吸着材の量
タンク容量 30kℓ未満のもの	30 kg以上
タンク容量 30kℓ以上 1,000kℓ未満のもの	100 kg以上
タンク容量 1,000kℓ以上のもの	300 kg以上

（２）屋外貯蔵タンク又は屋内貯蔵タンクを設ける場合は、それぞれ、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこと。（H1.3.3 消防危第 15 号通知）

（３）給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について

（H18.4.25 消防危第 106 号通知）

ア　船舶給油取扱所における給油方法に関する事項

船舶給油取扱所における給油方法は、①固定給油設備を用いる方法、②給油配管及びホース機器を用いる方法、③給油タンク車を用いる給油方法とすること。なお、給油タンク車による給油は、ウ（イ）の場合を除き船舶給油取扱所以外の場所で行うことはできないものであること。

イ　船舶給油取扱所の技術上の基準に関する事項

（ア）位置、構造及び設備の技術上の基準

a　給油設備

引火点が 40℃以上の第４類の危険物のみの給油に用いる給油設備については、ウの給油タンク車とすることができること。なお、船舶給油取扱所において給油に使用される給油タンク車を特定する必要はないものであること。

b　給油空地

給油タンク車がはみ出さず、また、安全かつ円滑に給油作業を行うことができる広さを有すること。

c　転落防止措置

給油タンク車が海へ転落することを防止する措置を講ずることとされたこと。この措置としては、柵、囲いを設けること等が該当すること。

（イ）取扱いの技術上の基準

a　引火点が 40℃以上の第４類の危険物以外の危険物を給油しないこと。

b　給油タンク車が移動しないための措置を講ずること。この措置としては、給油タンク車の車輪の前後に輪止めを置くこと等が該当すること。

c　給油タンク車が給油空地からはみ出さないように停車させること。

d　給油タンク車の給油ホースと給油を受ける船舶の燃料給油口とを緊結すること。

e　軽油等静電気による災害発生のおそれのある危険物を給油する場合には、給油設備を接地すること。

ウ　船舶給油取扱所において用いることができる給油タンク車の技術上の基準に関する事項

（ア）位置、構造及び設備の技術上の基準

給油タンク車の位置、構造及び設備の技術上の基準については、航空機給油取扱所において用いることができる給油タンク車の基準に加え、船舶が係留された状態で給油を行う取扱い形態を考慮し、次の基準が加えられていること。

a　結合金具

給油ホースは、その先端部に給油口と緊結できる結合金具が設けられていること。

ｂ 引張力による給油ホースからの漏れ防止等の措置

給油中に給油ホースに著しい引張力が作用したときに、給油タンク車が引っ張られること及び給油ホース等の破断により危険物が漏れることを防止する措置を講ずることとされたこと。この措置としては、給油ホースに著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手を設けること等が該当するが、当該安全継手を設ける場合には、当該措置が有効に機能する位置（例えば結合金具の付近等）に設ける必要があること。

（イ）航空機給油取扱所において用いることができる給油タンク車との兼用

給油タンク車が、船舶給油取扱所において用いることができる給油タンク車の基準及び航空機給油取扱所において用いることができる給油タンク車の基準のいずれにも適合している場合には、船舶給油取扱所及び航空機給油取扱所のいずれにおいても給油することができる給油タンク車として用いることができること。

※　参考通知

「船舶に対する給油（移動タンク貯蔵所から）について」（S52.4.19 消防危第 71 号質疑）

「船舶給油取扱所における油吸着材の保有量」（H1.12.21 消防危第 114 号質疑）

「漏れた危険物その他の液体を防止することができる措置」（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）

「給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」（H18.4.25 消防危第 106 号通知）

６　鉄道給油取扱所

給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について（H1.3.3 消防危第 15 号通知）

７　圧縮天然ガス等充塡設備設置給油取扱所

圧縮天然ガス等充塡設備設置給油取扱所については、執務資料編第４．１「圧縮天然ガス等充塡設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針」によること。（H10.3.11 消防危第 22 号通知）改正（H29.1.26 消防危第 17 号、消防危第 31 号通知）

８　圧縮水素充塡設備設置給油取扱所

圧縮水素充塡設備設置給油取扱所については、執務資料編第４．２「圧縮水素充塡設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針」によること。（H27.6.5 消防危第 115 号通知、消防危第 123 号通知）

※　参考通知

「ガソリンと水素を燃料とする水素ガスエンジン自動車のガソリンの給油及び水素の充てんについて」（H19.3.29 消防危第 68 号質疑）

９　自家用給油取扱所

自家用給油取扱所の基準は、前記２及び３によるほか、次によること。

（１）給油取扱所の空地は、政令第 27 条第６項第１号ハにより、自動車等が空地からはみ出したまま給油することのないよう自動車等の大きさに応じた空地を必要とすること。

（２）固定給油設備等は、自動車等の出入りする側（通路等）の境界線から４ｍ以上、敷地境界線から２ｍ以上の間隔を保つこと。

（３）自動車等の出入りする側は、幅員４ｍ以上の空地に接していること。

※　参考通知

「防火塀の緩和」（S37.4.6 自消丙予第 44 号質疑）

「給油取扱所の防火塀と保有空地」（S37.8.6 自消丙予第 77 号質疑）

「土木建設重機等への給油」（S48.11.6 消防予第 146 号及び S57.5.7 消防危第 56 号質疑）

「給油取扱所の敷地外にある地下専用タンクについて」（S42.10.23 自消丙予第 88 号質疑）

「自家用給油取扱所で自動車の冷房用エンジンに灯油を給油する行為について」（S44.4.24 消防予第 133 号質疑）

「レンタカーに給油する給油取扱所について」(S55.11.14 消防危第 137 号質疑)

「自家用給油取扱所の範囲について」（S58.11.7 消防危第 106 号質疑）

「自家用給油取扱所に専用タンクを設けず、特殊な屋外タンク貯蔵所を設けることについて」（H27.4.24 消防危第 91 号質疑）

10　メタノール等及びエタノール等の給油取扱所

（１）メタノール等を取り扱う給油取扱所については、「メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用」（H6.3.25 消防危第 28 号通知）によること。

（２）エタノール等を取り扱う給油取扱所については、「エタノール等を取り扱う給油取扱所の技術上の基準に係る運用について」（H24.1.11 消防危第２号通知）によること。

11　セルフ給油取扱所

（１）顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油取扱所」という。）とは、顧客に自ら自動車若しくは原動機付自動車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰替えさせることができる給油取扱所であること。この場合において、自動二輪車は自動車に含まれるものであること。また、当該給油取扱所では、顧客にガソリンを容器に詰替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることはでき

ないものであること。(H10.3.13 消防危第 25 号通知)

（２）セルフ給油取扱所については、政令第 17 条第１項から第４項までに掲げる基準（屋外給油取扱所、屋内給油取扱所、圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所、圧縮水素充填設備設置給油取扱所及び自家用給油取扱所に限る。）を超える特例（規則第 28 条の２の５から第 28 条の２の７）の定めによること。(H10.3.13 消防危第 25 号通知、H24.5.23 消防危第 138 号通知)

（３）制御卓、その他の設備

ア　制御卓は、すべての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。この場合、直接視認できるとは、給油される自動車等が無い場合において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであること。(H10.3.13 消防危第 25 号通知)

上記によるほか、次により指導する。

（ア）制御卓は、給油空地等に面した窓際に設置し、壁、掲示物等による視認障害が生じないようにすること。

（イ）一の制御卓と顧客用固定給油設備等の配置は、第２－10－18、19 図の例を参考にすること。

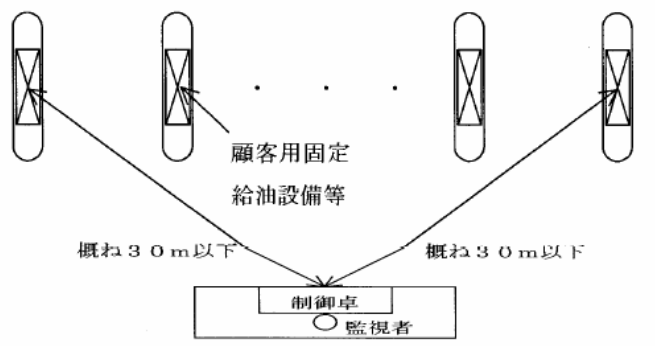

第２－10－18 図　一列に配置する場合の好ましい配置例

※ 制御卓からの監視範囲の視野は 180 度以内とすること。

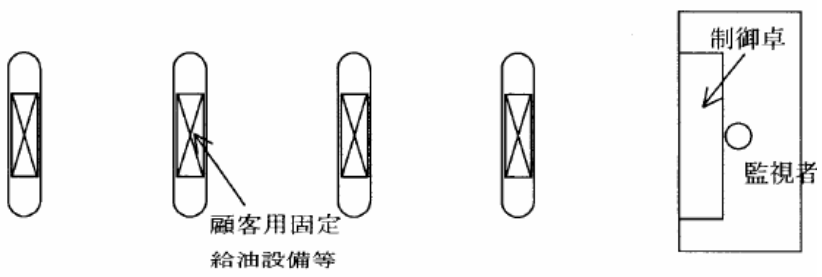

第２－10－19 図　一列に配置する場合の好ましくない配置例

イ　セルフサービスとフルサービスが混在する給油取扱所においても、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置（緊急停止スイッチ）を設けること。(H10.3.13 消防危第 25 号通知)

ウ　コンビニエンスストアが併設されている給油取扱所において、制御卓が設置されている場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねることは、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示が行えることが確保されていれば認めて差し支えないものであること。(H10.10.13 消防危第 90 号質疑)

エ　放送機器の機能を有する既設の有線放送設備を顧客の給油作業等について必要な指示を行う放送機器として用いても差し支えないものであること。ただし、当該機器は有線放送よりも指示の放送が優先されるものであること。(H10.10.13 消防危第 90 号質疑)

オ　セルフサービスに設置する泡消火設備の電源は、専用とすること。

※ 参考通知

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」(H10.3.13 消防危第 25 号通知) 改正 (H12.2.1 消防危第 12 号通知)

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における静電気対策について」(H13.8.13 消防危第 95 号通知)